KURE Shinkin Bank 2015 DISCLOSURE

呉信用金庫

経営理念

地域社会の繁栄に貢献する
地域社会から信頼される信用金庫を目指す
働きがいのある職場の実現を目指す

CONTENTS

経営理念・当金庫の概要……1
ごあいさつ……2
新中期経営計画・経営方針……3
業　績……5
地域貢献への取組み……7
地域密着型金融に関する取組み…… 11
リスク管理態勢の概要…… 15
コンプライアンス態勢…… 19
総代会について…… 21
事業地区・店舗等のご案内…… 23
主要な事業のご案内…… 25
組織…… 32
役員等…… 33
資料編…… 34
あゆみ（年表）…… 61
開示項目一覧…… 62

当金庫の概要

設　　立	大正14年9月
本　　店	呉市本通2丁目2番15号
会 員 数	64,947名
出 資 金	3,015百万円
預金積金	6,761億円
貸 出 金	3,634億円
店 舗 数	43店舗（うち1出張所）
常勤役職員数	680名

（平成27年3月31日現在）

おかげさまでくれしんは
本年９月に90周年を迎えます

本誌は信用金庫法第89条（銀行法第21条の準用）に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。本誌に掲載している計数は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

ごあいさつ

平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

ここに呉信用金庫の第90期（平成26年度）業務の状況を取りまとめましたので、ご高覧いただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年度は、中期経営計画「アグレッシブ　くれしん」の最終年度として、お客さまに選ばれる金庫をめざして「考動力・提案力アップ」をテーマに掲げ、お客さま本位の総合的な金融サービスの提供に努めてまいりました。

法人・個人事業者のお客さまには、事業所の数を増やし雇用を創出するお手伝いとして、「アクティブベースくれ」の活動や平成26年９月に創設した「呉創業支援ネットワーク」を通じて、創業支援に向けた一層の態勢強化を図ってまいりました。

一方、個人のお客さまには、投信インターネットサービスや、職域サポート契約制度「くれしんジョイアクトクラブ」を導入する等、金融サービスの充実を図りました。また、子育て世代を中心に「アンパンマン定期2014」、相続により取得された資金を対象とした「相続定期預金（天（そら）からの手紙）」を積極的に販売し、地域金融機関として営業活動に努めてまいりました。

その結果、平成26年度は、貸出先数が増加に転じると共に、事業性貸出金が大幅に増加し、決算においては、与信費用の減少や経費削減効果も加わり、当期純利益は23億円を確保し、自己資本を充実させました。

折しも呉信用金庫は、本年（平成27年）９月に創立90周年を迎えます。永年のご愛顧に感謝するとともに、これからも地域社会の活性化に資するため、地域と連携した地方創生（まち・ひと・しごと創生）に積極的に関与することで、地域との絆を深め、また、幅広い貢献活動にも取組んでまいります。

引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年7月

理事長　槙岡敬人

地域の発展と活性化に努めます。

新中期経営計画【2015年4月～2018年3月】

当金庫は、平成27年度より新中期経営計画「ＣＨＡＬＬＥＮＧＥ＆ＳＰＥＥＤ」をスタートさせました。「営業基盤の拡大」「経営管理態勢の強化」「人財育成・人財教育の実現」「ＣＳＲ活動の深化」という４つの基本方針を掲げ、役職員が一丸となって業務に邁進してまいります。

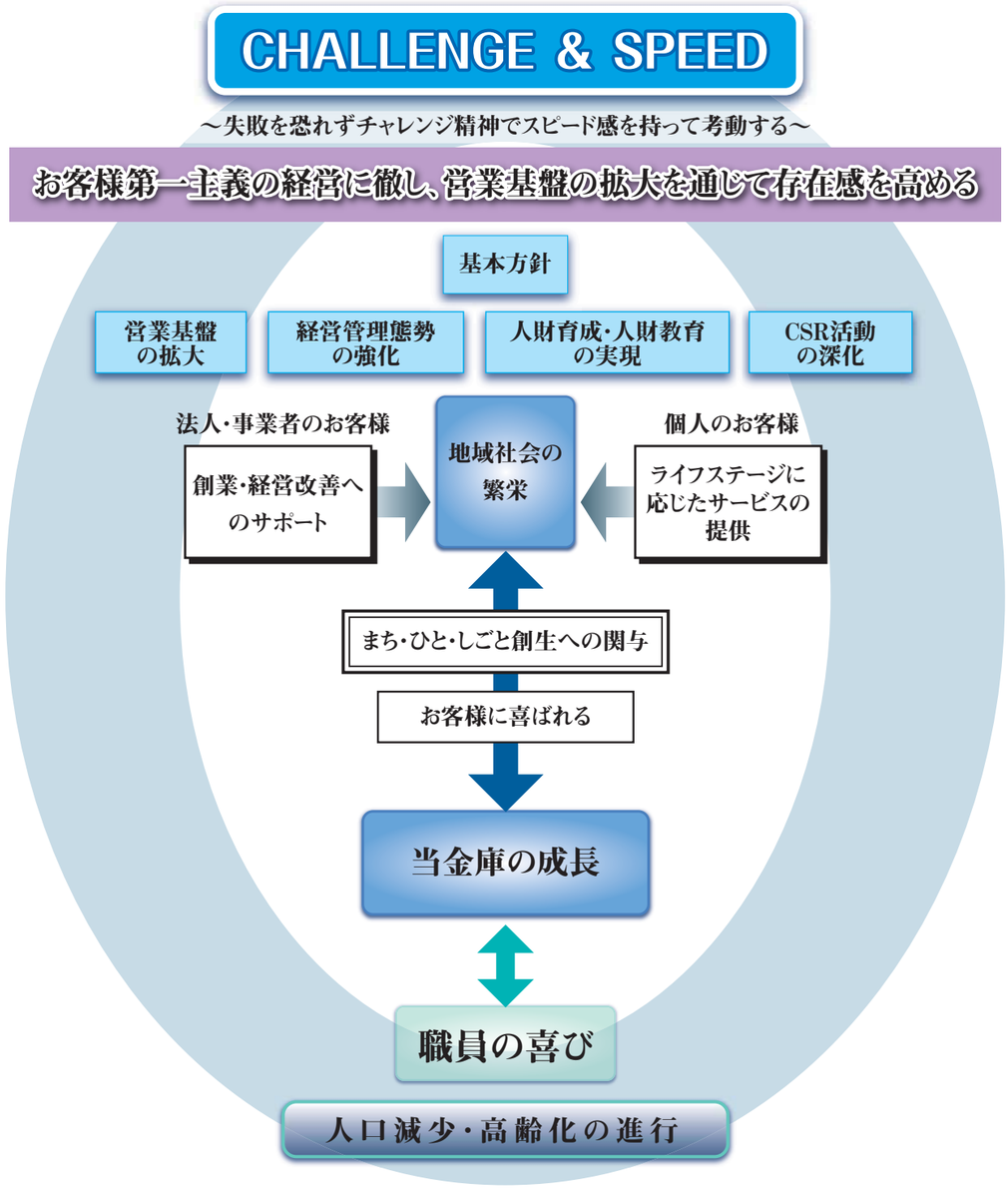

平成27年度経営方針

テーマ	グローイングアップ ９０（くれ） ～お客様に喜ばれる金庫に～

＜要旨＞　創立90周年を飛躍の年とし、金庫（職員）と地域が共に成長を目指す。
取引先を増やし、顧客ニーズに沿った提案を行うことで、お客様に喜ばれる金庫を目指した活動を行う。

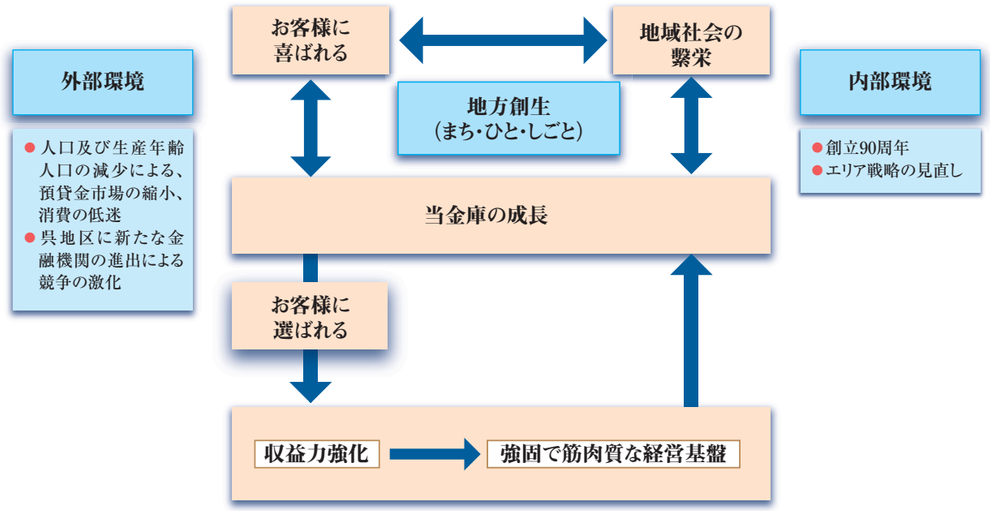

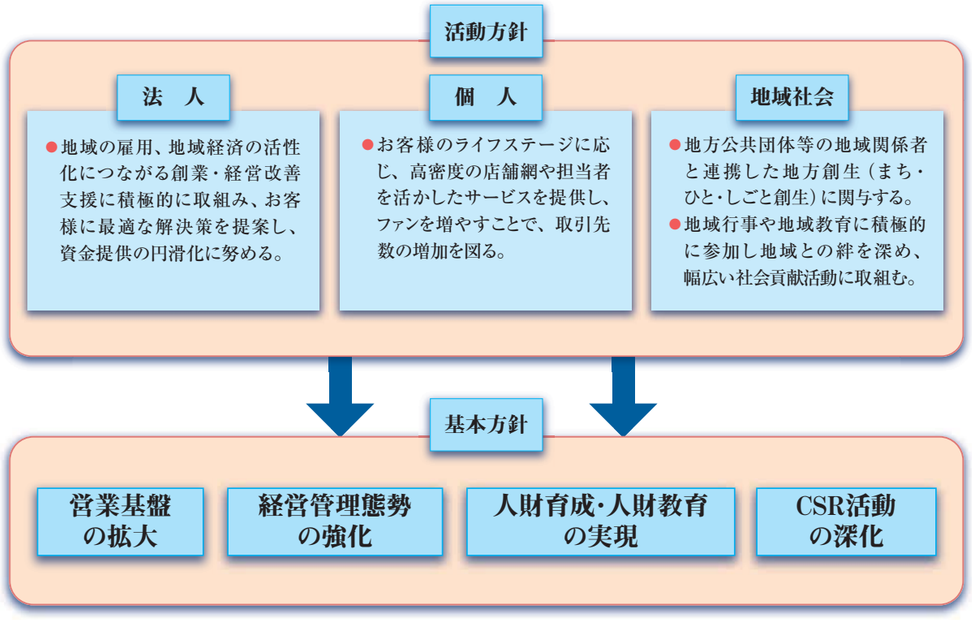

預金・積金の状況

預金・積金残高

6,761億円

預金・積金残高は給与・年金振込先数の増加、法人決済機能取引の拡充に努め、個人・法人ともに流動性預金のお取引が増加した結果、前期比89億円増加（1.3%増）の6,761億円となり、５期連続の増加となりました。

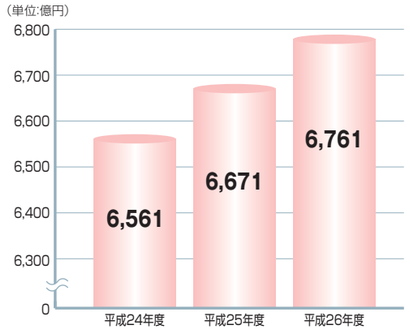

預金者別預金残高構成比

地域のお客様の信頼・信用のバロメーターである個人預金の総預金に占める割合は83.3%となっています。地域金融機関として、地域の個人のお客様を中心とした預金業務を行っています。

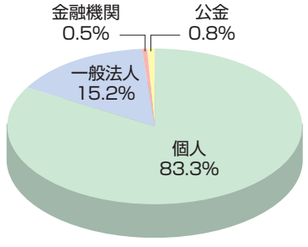

貸出金の状況

貸出金残高

3,634億円

貸出金残高は小口多数での貸出先数増加、お取引先の事業性評価、創業・成長支援の強化等に努めた結果、前期比82億円増加（2.3%増）の3,634億円となり、２期連続の増加となりました。

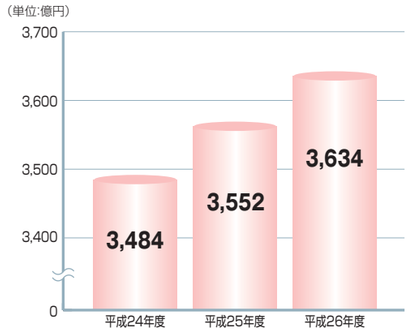

貸出金業種別残高構成比

地域のお客様からお預りした大切な預金・積金は、中小企業をはじめとする地域のお客様の資金ニーズに円滑にお応えするため、さまざまな業種のお客様に幅広くご利用いただいています。

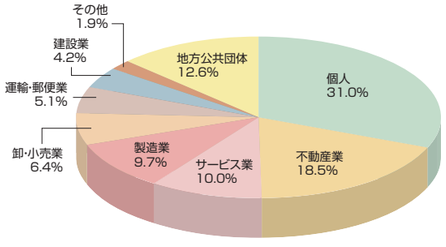

収益の状況

経常収益

131億円

金融機関の営業活動による収益を表す経常収益は、131億円と前期並みの水準を確保しました。

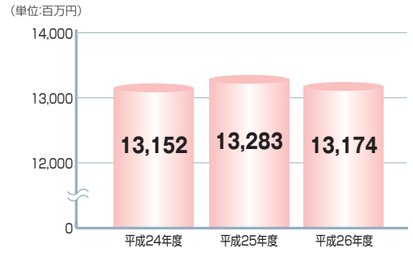

当期純利益

23億円

当期純利益は23億円と安定した収益を確保することができました。当期純利益は３期ぶりに減益となりましたが、これは将来に備えて繰延税金資産を11億円取崩し、資産の健全化を図ったことによるものです。

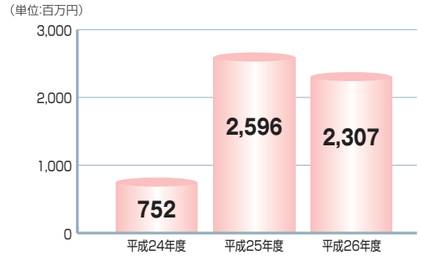

自己資本比率の状況

自己資本比率

13.06%

金融機関の健全性を表す自己資本比率は、分子（自己資本額）の増加、分母（リスク・アセット等）の減少により、前期比0.24ポイント上昇し、13.06%となりました。

国内基準の４%を大きく上回っており、当金庫の経営の健全性は十分に確保されています。

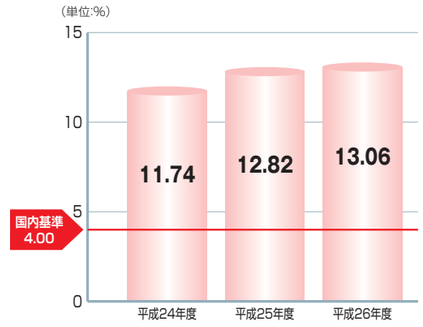

金融再生法に基づく開示債権の状況

不良債権比率

5.25%

不良債権比率は、お取引先の業況改善等により不良債権額が減少したことから、0.98ポイント低下し5.25%となりました。不良債権残高192億円の内148億円（77.09%）が担保・保証及び貸倒引当金でカバーされております。残りの44億円も潤沢な自己資本408億円によりカバーされており、不良債権に対する備えは万全です。

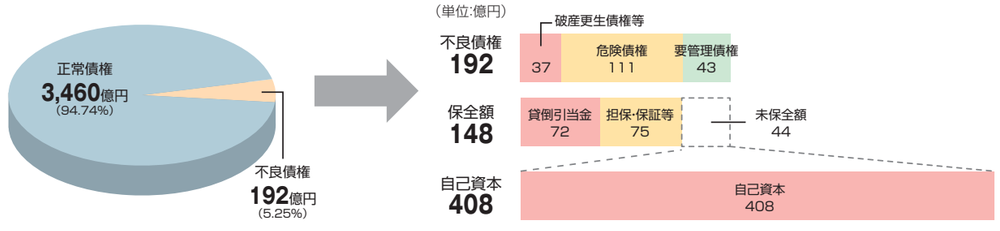

地域貢献への取組み

本業を通じた経済的貢献活動にとどまらず、文化活動や社会活動などを通じて地域の皆さまのお役に立ちたいと考えています。

4月

献血活動

6月

知的資産経営啓発セミナー開催

4月

取引先向け新入職員セミナー開催

6月

交通安全街頭活動

4月

第57回呉みなと祭パレード参加

7月

知的資産経営報告書作成セミナー開催

7月

第19回くれしんママさんバレーボール大会開催

9月

第20回くれしん少年サッカー大会開催

8月

中学生職場体験学習生の受け入れ

9月

インターンシップ研修生受け入れ

環境保全への取組み

当金庫は、環境保全への取組みを企業の社会的責任（CSR）、及び地域社会の一員としての使命と位置づけ、全役職員が環境保全に対する高い意識を持ち環境保全活動を積極的に展開しています。

平成26年度の具体的な取組み

- 電気使用量の削減（ATMの省電力化）
- クールビズの実施
- 環境に配慮したカレンダーの作成
- 熊野支店では太陽光発電を導入し、店舗の使用電力の一部を賄っています。

太陽光発電システム

2015年カレンダー 11月（くれしんエコプロジェクト/ユニバーサルデザインを採用しています）

9月

呉創業支援ネットワーク第１回円卓会議開催

11月

第４回くれしんグラウンドゴルフ大会開催

10月

くれしんNEWリーダーズクラブ総会開催

11月

第７回くれしんふれあいソフトテニス教室開催

10月

特殊詐欺防止窓口対応訓練実施

12月

本店本館壁面へイルミネーション設置

1月

第17回くれしん笑芸会爆笑寄席開催

2月

第６回呉とびしまマラソン大会に協賛

2月

特殊詐欺被害防止キャンペーンに協力

2月

くれしん金融教室開催（6月、12月にも実施）

●第18回くれしん高校生イラスト募集　テーマ「未来の瀬戸内（瀬戸内海）」

優秀賞

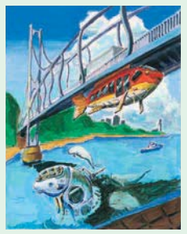

各種無料相談会の開催

当金庫は、無料相談会を定期的に開催しています。
相談会では各専門家がお客様のご相談にお応えしています。

●法律相談
毎月所定の営業店で開催しています。

●税務相談
毎月第２、第３水曜日に所定の営業店で開催しています。

●高齢者生活福祉（介護・財産管理等）相談
毎月第３火曜日に本店営業部で開催しています。

●年金相談
各営業店、ゆめブランチで随時開催しています。

●資産運用・住宅ローン相談
各営業店、ゆめブランチで随時開催しています。

各相談会の開催日・開催場所はホームページでご確認下さい。
お問合わせ、お申込みは、各営業店で受付けしています。

地域密着型金融を実践し
地域の活性化に取組んでいます。

1．創業・新事業支援

●創業支援に関する連携体制の構築

当金庫は、平成26年９月に呉地域における行政機関、中小企業支援機関などと連携して「呉創業支援ネットワーク」を設立し、３か月に一度の円卓会議を開催しています。

この会議では、各参加機関との情報交換や創業予定者によるビジネスプラン発表会を実施しており、ビジネスプラン発表会では、発表者（創業予定者）に対する各参加機関からのアドバイスが大変参考になったとの好評をいただいています。

今後も「呉創業支援ネットワーク」を通じて、政府が目指す「しごと創生」に一段と積極的に対応していきたいと考えています。

なお、当金庫が行っている創業・新事業支援融資の実績は次の通りです。

創業・新事業支援融資実績	平成27年3月末取扱残高	36 件	131百万円
	うち平成26年度実行	8 件	33百万円

●当金庫が設立した公益社団法人による創業・新事業等支援

当金庫は、公益社団法人「アクティブベースくれ」に対して、活動資金の交付や当金庫職員による選考・審査前の訪問調査、選考資料の取り纏め等、全面的に協力しています。

平成26年度は、応募事業18件に対し、助成事業5件、助成金額5百万円を交付いたしました。

平成27年3月までに助成事業は124件、助成金総額122.3百万円を交付しており、創業・新事業への支援が図れたものと認識しています。

2．中小企業の成長支援

●補助金の活用支援

当金庫は、平成24年11月に「中小企業経営力強化支援法」に基づく「経営革新等支援機関（中小企業の経営力強化を図るため専門性の高い支援事業を行う機関）」の認定を受けており、「ものづくり補助金」や「創業補助金」の申請書作成などを積極的にサポートしました。

平成26年度の申請件数は54件で、このうち24件が採択されました。また、当金庫の取組みが評価され、平成27年２月に経済産業省「認定経営革新等支援機関による中小企業・小規模事業者支援優良取組事例集」で紹介されました。

●無料出前労働年金相談

当金庫は、広島県社会保険労務士会呉支部と協力して、平成26年９月１日より、企業の職場環境問題の改善・解決に向け、無料出前労働年金相談を実施しています。

職場環境に関する様々な問題を改善するため、広島県社会保険労務士会呉支部に所属する社会保険労務士を1回無料で企業（呉支部の管轄である呉市・東広島市・竹原市に本店を置く企業を対象とし、既に社会保険労務士に業務委託している企業は対象外）に派遣して、職場環境問題の解決に向けたお手伝いをさせていただきます。

●医療・介護分野への取組強化

当金庫は、医療･介護分野への取組み強化の一環として、平成26年11月に独立行政法人住宅金融支援機構と「サービス付き高齢者向け住宅に対する融資における協調融資に関する協定書」を締結しました。当金庫と独立行政法人住宅金融支援機構が協調することにより、「サービス付き高齢者向け住宅」の建設資金に対して、円滑な資金の提供が可能となりました。

●産学官金連携の強化

当金庫は、新たな技術開発・商品開発に挑戦する取引先中小企業をサポートするため、地元大学等と連携し、コンサルティング機能の発揮に努めてきましたが、平成26年11月には新たに広島市立大学と協定を締結し、同大学と連携した共同研究の紹介等が可能となりました。

（主な連携先）広島大学、県立広島大学、広島市立大学、広島文化学園大学、呉工業高等専門学校、広島商船高等専門学校、科学技術振興機構

●知的資産経営の支援

当金庫は、平成25年から公益財団法人ひろしま産業振興機構と連携して、技術力やノウハウ、人材・組織力、経営理念など、財務諸表で表せない「企業の競争力の源泉」（知的資産）を「見える化」する「知的資産経営」の普及に取組んでいます。平成26年度は６月に「知的資産経営啓発セミナー」、７、８月に「知的資産経営報告書作成セミナー」（３回）を開催したほか、専門家による「技術・経営力評価制度」の利用も推進しました。

●「第9回信金合同ビジネスフェア2014inグリーンアリーナ」の開催による地域活性化への寄与

平成26年11月26日（水）「出会う。見つける。未来が動く。」をテーマに、県下4信金合同でビジネスフェアを開催し、11,985名の方々にご来場いただきました。従来の食品の実演を行う「広島うまいもんゾーン」に加え、「中国経済産業局、広島経済同友会との連携関連企画」を設けたこともあり、より充実したビジネスフェアとなりました。

当金庫からは70社4大学1機関に出展いただき、商談件数1,290件のうち29件の商談が成立しました。また、商談が継続しているものは292件となっています。（平成27年3月末現在）

今後も皆さまの多様なニーズへの対応と、販路拡大・受注確保など新たなビジネスチャンス機会創出のお手伝いをさせていただきます。

3．不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資への取組み

平成26年度は、「事業を円滑に行うための融資」について、融資件数324件、融資金額3,307百万円を実行するとともに、「ABL（動産・売掛金等担保）」についても、融資件数10件、融資金額490百万円を実行しました。

また、経営者による個人保証については、経営者保証に関するガイドライン研究会が平成25年12月5日に公表した「経営者保証に関するガイドライン」を尊重して過度な保証を求めない融資慣行の確立に努めてまいりました。

4．経営改善支援

●取引先企業のランクアップ計画への取組み

平成25年4月に「事業再生支援デスク」を設置し、金融円滑化対応先及び貸出金20百万円以上で債務者区分が要注意先・破綻懸念先・実質破綻先を抽出してランクアップの推進やランクダウンの防止などの中間管理を強化しています。具体的には、対象先の経営課題や改善策、四半期ごとの経営状況などの情報を営業店・本部間で共有し、より実効性の高いアドバイスが行えるよう協議するとともに、経営改善計画書の作成支援や助言などコンサルティング機能の発揮に努めています。

また、「再生に向けて強い意欲があるお取引先」や「経営改善計画と実績が大幅に乖離しているお取引先」等に対しては、必要に応じてコンサルティング会社・中小企業再生支援協議会・地域経済活性化支援機構・企業再生ファンド等の外部専門機関と連携し、営業店と本部が協働で経営改善・事業再生支援に取組んでいます。

このような取組みもあり、平成26年度は要注意先49先（うち要管理先6先）、破綻懸念先14先、実質破綻先3先がランクアップしました。

●今後の課題

平成27年度も「債務者区分を上位遷移させる先（「ランクアップ」）100先」の目標を掲げており、継続した経営改善計画書の策定支援やその進捗状況に応じた経営改善のアドバイス、外部専門機関とのネットワークの構築・拡大に向けた取組みを実施し、コンサルティング機能の一層の強化を図っていきます。

【26年4月～27年3月】　（単位:先）　（単位:%）

	期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先数 B	Bのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 C	Bのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 D	Bのうち再生計画を策定した先数 E	経営改善支援取組み率 B/A	ランクアップ率 C/B	再生計画策定率 E/B
要注意先	1,256	538	49	452	31	42.8	9.1	5.8
破綻懸念先	230	192	14	155	18	83.5	7.3	9.4
実質破綻先	108	60	3	44	0	55.6	5.0	0.0
合計	1,594	790	66	651	49	49.6	8.4	6.2

（注）・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。
・経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はBに含めるもののCには含めておりません。
・期中に新たに取引を開始した取引先は本表には含めておりません。
・「再生計画を策定した先数E」＝「中小企業再生支援協議会・地域経済活性化支援機構・整理回収機構の再生計画策定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」としています。

5．金融円滑化への当金庫の取組み

当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、金融円滑化に全力を傾注して取組んでいます。

● 取組方針

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、協同組織金融機関である信用金庫にとって最も重要な社会的使命です。平成21年12月に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「金融円滑化法」という）が制定され、その後平成25年3月末をもって終了となりました。私どもはこれまで同様、中小企業のお客様や住宅ローンをご利用いただいているお客様から貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、既に貸付条件の変更をしたことがあるというような形式的な事象にとらわれることなく、その解決に向けて真摯に取組みます。

● 金融円滑化に向けた態勢整備

当金庫は、上述の取組方針を適切に実施するため、以下の通り必要な態勢を整備しています。

（1） 金融円滑化の推進機関として、「中小企業金融円滑化対応委員会」を設置するとともに、金融円滑化管理責任者を任命しています。

（2） お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みに対して迅速かつきめ細やかに対応するため、営業店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置しているほか、営業店支援本部に「お客様ダイレクトサービスセンター」を設置し、電話相談への対応も行っています。

（3） 金融仲介機能を積極的に発揮していく観点から、「金融円滑化に関する方針」及び「金融円滑化管理規程」を策定し、当金庫職員全員に周知しています。

（4） お客様からの貸付条件の変更等のお申込みに対して営業店が適切に対応できるようにするため、「金融円滑化対応マニュアル」を策定しています。また、金融円滑化の実施状況を本部が的確に把握しています。

（5） お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させ、適切な経営改善支援を行えるようにするため、営業店長及び融資事務担当職員に対して継続的に研修を実施しています。

●他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえでこれらの関係機関へ情報の確認・照会を行うなど、今後も緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めます。

●支援を目的とする貸付条件変更の実施状況（平成27年3月末時点）

〈中小企業者向け〉　（単位:件/百万円）

	申込み		実行		審査中		謝絶		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全体	10,183	253,301	9,849	244,965	27	441	94	2,938	213	4,956

上記の申込みのうち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	実行		謝絶	
	件数	金額	件数	金額
	4,165	25,713	30	158

〈住宅資金借入者向け〉　（単位:件/百万円）

	申込み		実行		審査中		謝絶		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全体	681	8,369	600	7,343	0	0	18	249	63	775

（注）・件数及び金額は、金融円滑化法施行日から平成27年3月末までの累計で計上しております。
・件数は債権単位、金額は申込み時点の債権額です。
・「中小企業者」には、個人事業者を含みます。

●金融円滑化に関するご相談・苦情への対応について

当金庫は、お客様からの条件変更等のお申出・ご相談、営業店の対応等に関するご意見・苦情等に対して、以下の窓口等で真摯に対応いたします。

○ご相談の受付
本店営業部、各支店の金融円滑化相談窓口（平日9:00～16:30）
お客様ダイレクトサービスセンター（0120-27-0043、平日9:00～17:00）

○本部ホットライン
融資管理本部　与信統括グループ（0823-24-6112、平日9:00～17:00）

○ご意見・苦情の受付
本店営業部、各支店の窓口（平日9:00～16:30）
金融円滑化関連苦情受付窓口（0120-32-8883、平日9:00～17:30）

○時間外・休日のご相談、ご意見・苦情の受付
ゆめブランチ（本店営業部ゆめタウン呉出張所、電話0823-22-3611、年末年始を除く9:00～19:00）
高屋支店（電話082-434-7711、年末年始を除く10：30～18：00）
ご意見・苦情は、当金庫ホームページの「ご意見・お問い合わせメール」もご利用いただけます。

リスク管理態勢の充実・強化及び高度化に取組んでいます。

リスク管理への取組み

国内の景気は緩やかな回復を続けていますが、個人消費には弱さがみられ、海外情勢の不確実性や予期せぬ災害発生など下振れ要因もあります。当地域においては、幹線道路網の整備等が進む一方で、人口・事業先の減少、高齢化が継続しており、円安・株高の恩恵も中小・零細企業や家計には波及しにくい状況です。また、市場金利は過去最低水準で推移しており、仮に国内外で金融政策の転換が意識される局面となれば、実体経済と乖離した上昇や相場の乱高下も想定されます。

当金庫は、厳しい外部環境のなかでも健全性の維持と適正収益の確保を図るため、様々なリスクを適切に管理することが経営上の最重要課題のひとつであると位置付け、リスク管理態勢の充実・強化、高度化に取組んでいます。

具体的には、リスク管理規程に基づき、年初にリスク管理方針を策定したうえで、毎月開催するリスク管理委員会にて各種リスクを分析・検証し、必要に応じて対応策を講じると共に、内部監査部門が適切性・有効性を監査する体制としています。

なお、平成27年度のリスク管理方針では、「大口信用供与等に関する管理の強化」、「低金利の長期化及び急激な金利上昇に備えた対応」を重点項目としています。

リスク管理体制

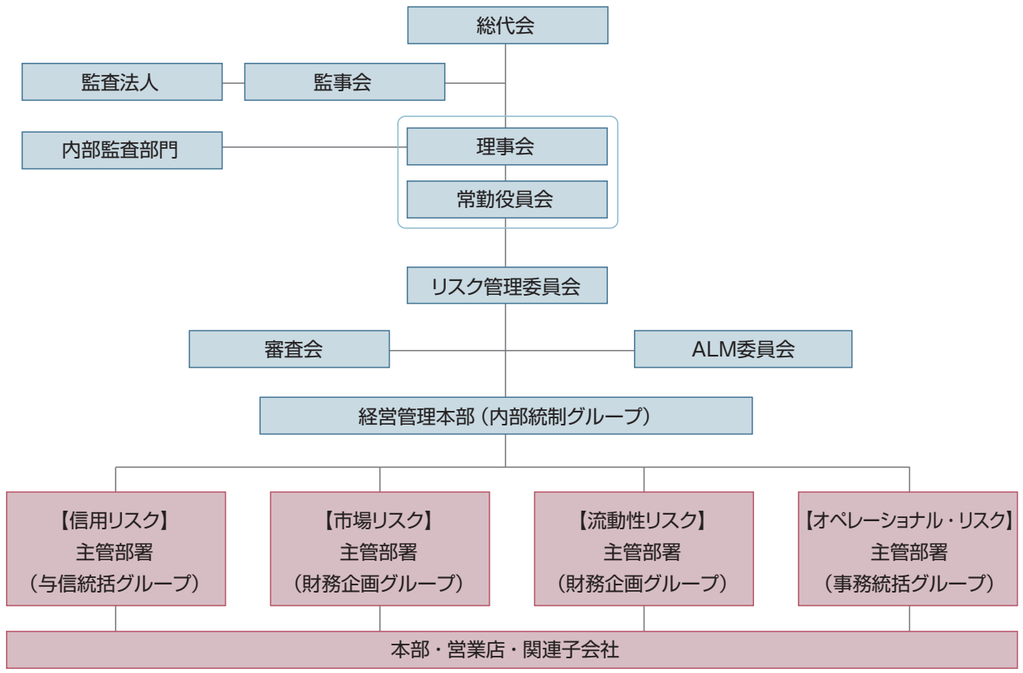

（平成27年6月30日現在）

個別リスク管理

■ 信用リスク

「信用リスク」とは、与信取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクのことをいいます。

（リスク管理の方針及び手続きの概要）

当金庫は、信用リスクの管理を業務上、最重要課題と位置づけ、融資業務の基本的な取組姿勢、融資基準等を定めた「クレジットポリシー」に基づき、次の通り信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別、債務者区分別、業種別、及び与信集中によるリスク抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析により、信用リスク管理の高度化に努めています。

また、当金庫は、信用リスク計測システムを導入して信用リスクの計量化を行い、定期的に経営陣やリスク管理委員会等に報告するとともに、信用リスク管理・運用における重要事項の協議検討を行い、適切な与信運営を実施する管理態勢としています。

（貸倒引当金の計算基準の概要）

貸倒引当金は、「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分毎に算定しています。破綻先及び実質破綻先については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して全額を引当金として計上しています。

また、破綻懸念先については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額に対して引当金を計上しています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。

なお、全ての資産は、「自己査定基準」に基づき、営業店及び本部担当部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

■ 市場リスク

「市場リスク」とは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク要因の変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであり、「金利リスク」「為替リスク」「価額変動リスク」の３つのリスクからなります。

（リスク管理の方針及び手続きの概要）

資産・負債を統合的に管理するため、BPV法（注1）や統合VaR法（注2）等により市場リスクの状況を定期的に把握、分析し、リスク管理委員会等に報告するとともに、対応策を協議するなどリターンを踏まえたリスク・コントロール態勢の整備を図っています。

（注1）「BPV（ベーシス・ポイント・バリュー）法」とは、金利が一定幅変動した時の時価変動額を金利リスク量として把握する手法です。
（注2）「VaR（バリュー・アット・リスク）法」とは、「ある一定の確率で起こりうる将来の損失額の最大値」を計測する手法です。

■ 流動性リスク

「流動性リスク」とは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流失により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

（リスク管理の方針及び手続きの概要）

金融環境の変化に即応するため、日次で支払準備資産の額を把握・管理するとともに、日次・週次・月次・四半期ごとの資金繰り計画を策定し、常に安定した資金バランスの維持に努めています。また、支払準備率（注）に応じて平常時、懸念時、危機時に区分し流動性対応を定めるとともに、運用・調達及び資金調達余力の状況について、ALM委員会等で協議し、業務運営に反映させるなどリスク・コントロール態勢の整備を図っています。

（注）支払準備率＝ $\dfrac{\text{支払準備資産（現金・預け金・有価証券等）}}{\text{定期性預金残高}\times 10\%+\text{流動性預金残高}\times 30\%}\times 100$

■ オペレーショナル・リスク

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクを言い、具体的には、不適切な事務処理により生じる「事務リスク」、システムの誤作動等により生じる「システムリスク」、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する「風評リスク」、裁判所の判決により賠償責任を負うなどの「法務リスク」、その他人材の流失や事故などにより人材を逸失する「人的リスク」、不動産･動産（設備什器など）･備品等資産の毀損や、執務環境等の質の低下により損失を被る「有形資産リスク」などが含まれます。

（リスク管理の方針及び手続きの概要）

当金庫は、「オペレーショナル・リスク」について、業務の健全性及び適切性確保の観点から、可能な限り抑制・回避すべきリスクと捉え、「オペレーショナル・リスク管理基準」により組織体制や管理の仕組みを整備するとともに、収集したデータを基にリスクの計量化に取組んでいます。

また、リスクの計量化結果については、リスク管理委員会において定期的に分析・評価を行うとともに、理事会への報告・審議等、経営陣への報告体制を整備しています。

なお、オペレーショナル・リスク相当額の算定については、基礎的手法（注）を採用しており、今後、さらなる高度化に向けて内部データの蓄積に取組んでまいります。

（注）「基礎的手法」とは、1年間の粗利益に15%を掛けた金額の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とする手法です。

統合的リスク管理態勢

様々なリスクのなかでも重要度の高い信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクについては、経営体力の範囲内にコントロールするため、自己資本の一定額を配賦したうえでリスク量を計測し、統合的に管理しています。

また、貸出金信用リスク、市場リスクは、統計的な計測手法で計量化しており、その限界及び弱点を補完するため、適切なシナリオに基づくストレス・テストを実施し、経営に与える影響等を分析・検証しています。

なお、連結対象子会社においては、リスクへの対応方針を策定のうえ、定期的に取組状況を管理しています。

各リスクに対する資本配賦

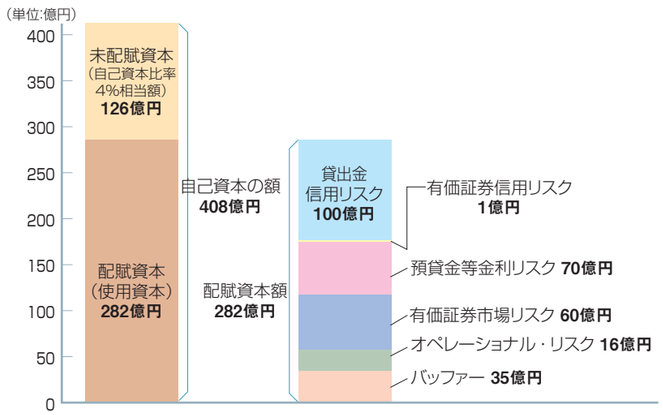

平成27年度は、自己資本の額408億円から、国内基準の所要自己資本である自己資本比率の4%相当額126億円を控除した残額282億円を、各リスク･カテゴリーに対して資本配賦しています。

〈配賦資本額〉

貸出金信用リスク	100億円
有価証券信用リスク	1億円
預貸金等金利リスク	70億円
有価証券市場リスク	60億円
オペレーショナル・リスク	16億円
バッファー	35億円
合　計	282億円

《参考》リスク・カテゴリーと計測方法

リスク・カテゴリー		計　測　方　法
信用リスク	貸　出　金	モンテカルロ法により計測したVaRに、破綻懸念先の未引当額を加算し、不良債権処理計画値を控除した金額をリスク量としています。 前提条件は、信頼区間99%、保有期間1年としています。
	有 価 証 券	事業債・外国証券・株式の残高に、格付投資情報センター（R&I）の格付別デフォルト率を乗じた金額をリスク量としています。
市場リスク	預 貸 金 等	分散共分散法により計測したVaRをリスク量としています。 前提条件は、信頼区間99%、保有期間120日、観測期間1年としています。
	有 価 証 券	分散共分散法により計測したVaRから、有価証券のネット評価損益を控除した金額をリスク量としています。 前提条件は、信頼区間99%、保有期間120日、観測期間1年としています。
オペレーショナル・リスク		自己資本比率規制における基礎的手法により算出した金額としています。

銀行勘定の金利リスク

金融機関は、預金で調達した資金を貸出金等で運用し、その利鞘を収益としているため、市場金利の変動により経営に大きな影響を受ける可能性があります。

よって、金利と期間を有する資産及び負債については、銀行勘定の金利リスク量として、金利変動による経済価値の低下額を計測すると共に、VaR等のリスク量とは別に管理しています。

なお、銀行勘定の金利リスク量が自己資本の額に対して20%を超過した場合、アウトライヤー基準に該当することとなります。

計測方法

・計測対象　預金、貸出金、有価証券（債券）、預け金など
・計測方式　ラダー方式
・金利ショック　保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値または99%タイル値
・コア預金の定義　要求払預金残高の50%相当額、満期5年以内（平均2.5年以内）

計測結果

銀行勘定の金利リスク量は2,354百万円となり、自己資本の額に対する割合（アウトライヤー比率）は5.762%とアウトライヤー基準を大幅に下回っています。

■銀行勘定の金利リスク量　（単位：百万円）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	前年度比
金利リスク量　（A）	1,945	2,492	2,354	△138
自己資本の額　（B）	36,986	40,178	40,856	678
アウトライヤー比率（A）/（B）＝（C）	5.259%	6.202%	5.762%	△0.440%

高い企業倫理と法令等遵守を徹底しています。

コンプライアンスに対する考え方

当金庫は、地域金融機関として地域経済・地域社会の発展に貢献するという社会的・公共的使命を担っています。その使命を全うするためには、業務の健全かつ適切な運営に努め、社会から揺るぎない信頼を得ることが必要であると考えています。そのため、役職員一人ひとりがあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ公正な業務を着実に遂行していくために、「呉信用金庫行動綱領」を定め、コンプライアンスを実践しています。

コンプライアンスへの取組み

当金庫は、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つとして捉え、その態勢の確立に取組んでいます。組織・仕組み等の態勢面について整備・強化に努めた結果、役職員のコンプライアンスに対する重要性の認識は深まっています。

また、社会の進展や変化に伴う法規制や利用者保護ルールの一層の強化などの新たな課題に対応するため、毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、役職員が一体となって、コンプライアンスの推進・確立に取組んでいます。

コンプライアンス態勢

当金庫は、コンプライアンス態勢をより強化するため、統括部署を設置するとともに、本部各部署及び全営業店にコンプライアンス責任者とコンプライアンス担当者を配置し、それぞれの職務を明確に定め、相互牽制とチェック機能の強化を図っています。

さらに、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会や内部監査によりコンプライアンスの実効性をチェックするなど、より高度な実践に努めています。また、営業店及び本部に相談窓口を設置し、お客様からの苦情やご要望にお応えしています。

コンプライアンス体制図

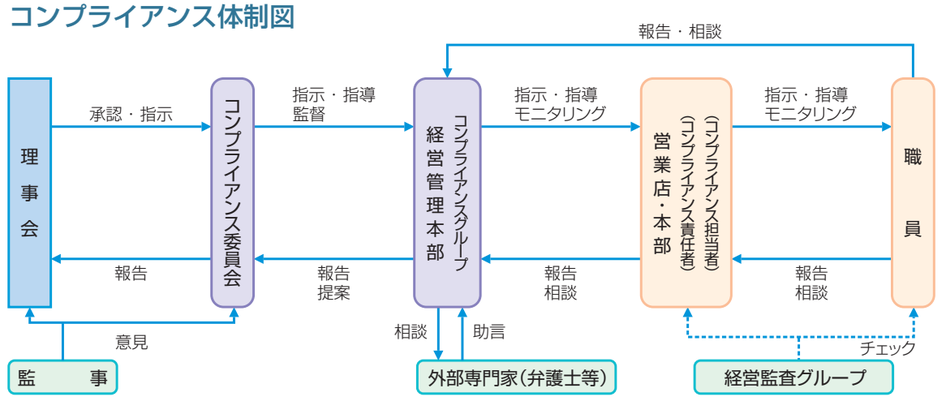

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

（注） 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の『企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務』及び『個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更』に関しても本勧誘方針を準用いたします。

個人情報保護への取組み

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、お客様の個人情報の適正な取扱いに努めます。そのため、個人情報の機密性・正確性の確保に努め、個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を制定し、公表しています。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）の詳細につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

反社会的勢力に対する取組み

当金庫は、信用金庫の持つ社会的責任と公共的使命を果たすため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、断固たる態度でその関係を遮断することにより、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性の確保に努めます。

●反社会的勢力に対する基本方針

（1） 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
（2） 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
（3） 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
（4） 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連帯関係を構築します。
（5） 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

※各種預金規定、貸金庫規定、信用金庫取引約定書、融資契約書等に「暴力団排除条項」を追加するとともに、預金口座の開設時など各種取引のお申込みの際に、お客様が反社会的勢力に該当しないことを表明し、確約していただいています。取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

金融ADR（裁判外紛争解決）制度への対応

●苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情等のお申出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

(1) 苦情等のお申出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
(2) 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申出の解決に努めます。
(3) 苦情等のお申出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申出ください。

担当部署	呉信用金庫コンプライアンスグループ
電話番号	0120-32-8883
受付日時	当金庫営業日 9:00 ～ 17:30

※お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行なうために利用いたします。

●紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンスグループまたは全国しんきん相談所にお申出があれば、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センターにお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。

なお、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）もご利用いただけます。

詳しくは、当金庫のホームページをご覧ください。

会員一人ひとりの意見を適正に反映する、開かれた制度です。

総代会の仕組み

信用金庫と総代会制度

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、会員数が多く総会を開催することは事実上不可能です。そこで当金庫は、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫は、総代会に限定することなく、日常の事業活動やホームページ等を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでいます。

会員と総代、総代会の関係

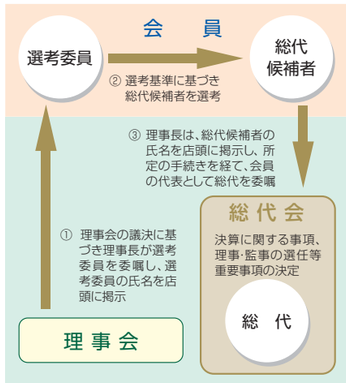

総代の任期・定数

1. 総代の任期は3年です。
2. 総代の定数は120人から150人以内で、当金庫の地区を5区の選任区域に分け、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。
   なお、平成27年6月30日現在の総代数は139人です。（総代はすべて個人会員です。）

総代の選任区域及び定数（平成27年6月30日現在）

選任区域	下記店舗の営業地域	総代定数
第1区	本店・中通・本通・畑・荒神・宮原・焼山・焼山南	31名
第2区	吉浦・天応・熊野・矢野駅前・広島・安芸・東雲・黒瀬・黒瀬西・西条・高屋・海田	33名
第3区	三城・海岸・警固屋・阿賀・倉橋・江能・音戸・小用・能美	29名
第4区	広東・広北・広中央・仁方・郷原・川尻・下蒲刈	30名
第5区	安浦・竹原・忠海・幸崎・安芸津・大崎	27名

総代候補者の選考基準

1. 総代候補者は、改選時において満80歳未満の当金庫の会員とします。
2. 総代候補者の選考基準は次の通りとします。
   （1）信用金庫事業及び当金庫経営に深い関心を持ち、総代として相応しい人格、見識を有している方
   （2）地域における信望が厚い方
   （3）当金庫の理念、使命をよく理解することができる方
   （4）総代会等への出席等、総代として十分な活動が期待できる方
   （5）会員全体の利益の増進を図るため、総代会等の場で公正な判断等を行い、また、必要に応じ、事業及び経営への提言やチェックを行うことが可能な方
   （6）当金庫の発展に協力することができる方

（注）総代候補者の改選時における年齢については、平成29年度の総代改選期から適用します。

総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。そこで総代の選考は、総代選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

1. 会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
2. その総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
3. その総代候補者を会員が信任します。
   （異議があれば申し立てできます。）

総代が選任されるまでの手続き

当金庫の地区を５区の選任区域に分け、選任区域ごとに総代の定数を定めます。

①総代候補者選考委員の選任
- 理事会の議決により、選任区域ごとに会員のうちから選考委員を委嘱
- 選考委員の氏名を店頭に掲示

②総代候補者の選考
- 選考委員が総代候補者を選考
- 理事長に報告
- 総代候補者の氏名を、1 週間以上店頭に掲示
- 上記掲示について、中国新聞に公告

異議申出期間（公告後2週間以内）

③総代の選任
- ・会員から異議がない場合 または ・選任区域の会員数の1／3未満の会員から異議の申出があった総代候補者 → 理事長は総代に委嘱
- ・選任区域の会員数の1／3以上の会員から異議の申出があった総代候補者
  - 異議の申出があった総代候補者の数が選任区域の総代定数の1／2以上の場合 → ・異議の申出があった総代候補者については、他の候補者を選考 → （上記②以下の手続を経て） → 理事長は総代に委嘱
  - 異議の申出があった総代候補者の数が選任区域の総代定数の1／2未満の場合 → ・異議の申出があった総代候補者については、欠員とします（選考を行いません） → 総代の氏名を店頭に1週間以上掲示

第90期通常総代会の議事内容

第90期通常総代会（平成27年６月16日開催）では、次の事項が付議され、それぞれ原案の通り承認されました。

1. 報告事項
   （1） 平成26年度業務報告、貸借対照表及び損益計算書について
   （2） 新中期経営計画及び平成27年度事業計画について
   （3） 監査報告
2. 決議事項
   第１号議案　平成26年度剰余金処分案の承認に関する件
   第２号議案　定款の一部変更に関する件
   第３号議案　会員の除名に関する件
   第４号議案　理事及び監事の任期満了に伴う選任に関する件
   第５号議案　退任役員に対する退職慰労金贈呈に関する件

総代のお名前（平成27年6月30日現在）

選任区域	人数	お名前
第1区	29名	井上　英之（5）、遠藤　学（3）、大江　楫二（3）、大之木　英雄（4）、岡本　信義（10）、海生　孝昭（11）、垣谷　広明（2）、加納　暉子（1）、神田　耕作（6）、木戸　正博（5）、高祖　嵐治（9）、神津　直（1）、河野　智之（12）、小林　通匡（4）、迫越　正彦（4）、武田　保信（5）、太刀掛　祐之（1）、得能　宏一（2）、中原　義英（12）、仁井岡　武十郎（2）、新田　みさ（2）、畑中　義文（4）、濱中　幸子（4）、平本　直樹（1）、舛田　正範（3）、山村　貞夫（4）、横山　尚佳（10）、吉岡　鉄也（5）、渡邊　良孝（11）
第2区	33名	赤翼　剛（2）、吾郷　強（8）、荒垣　昭三（6）、井川　隆訓（4）、宇都宮　五郎（6）、馬谷　充陽（1）、岡崎　磊造（1）、越智　勝（2）、片岡　司界（7）、川島　篤子（4）、河尻　清（5）、川西　祐二（3）、神田　博（6）、串山　孝一（5）、倉本　隆之（5）、黒田　正則（3）、小柴　繁美（4）、島田　花子（4）、島田　雅文（3）、城河内　稔（3）、太呉　稔（2）、田代　博造（5）、中上　智（2）、中神　六也（2）、中佐古　秀典（5）、西名　寿也（1）、原田　省三（4）、原田　仁司（5）、藤田　馥（5）、宮崎　宏輝（4）、村田　夏子（2）、森野　知行（5）、山岡　信興（5）
第3区	26名	板岡　勁（2）、伊原　直昭（3）、宇都宮　義憲（15）、岡崎　町子（4）、岡峰　正光（13）、岡本　雅司（2）沖本　新良（4）、加藤　恭夫（14）、木村　元洋（1）、小早川　茂之（4）、坂田　健治（4）、鮫島　伸洋（1）、下中　利孝（4）、瀬良　明博（2）、武永　正則（2）、津田　紘吏（3）、出木谷　学（4）、長尾　邦雄（18）、中下　英子（12）、藤井　清実（4）、船木　芳郎（4）、松村　眞次（4）、水野　健三郎（9）、宮岡　清（2）、屋敷　隆明（9）、山崎　政治（3）
第4区	27名	有本　滋（6）、飯川　松義（5）、石原　盛男（9）、今田　健一（4）、岡村　利彦（15）、梶山　重雄（2）、加藤　守（9）、金原　美子（4）、木村　法蔵（6）、西藤　静清（1）、坂井　雅秀（2）、下竹　勇夫（11）、竹内　安子（3）、多田　正和（3）、種本　克昭（4）、畑　義幸（7）、花田　照吉（4）、平岡　惣五郎（18）、平田　茂樹（10）、堀田　勝博（3）、堀川　保幸（14）、松野　誠（3）、山崎　正則（1）、吉中　建（3）、脇　昭夫（4）、脇　弘昭（3）、渡邊　憲三（2）
第5区	24名	岡本　宙児（4）、鹿島　富士雄（7）、亀山　博司（7）、桐谷　周志（4）、小積　君生（2）、木庭　和利（7）、小村　朋孝（7）、新川　義貴（7）、末田　豊也（9）、清田　勝（5）、中畦　弘（11）、中川　康子（4）、林田　浩秋（1）、平田　清登（12）、平田　英治（5）、藤川　則次（8）、松内　賢三（3）、水井　禮司（7）、三好　るみ（4）、本岡　正規（1）、元樋　修宜（9）、森本　憲幸（3）、八崎　則男（9）、吉元　栄治（9）

（注）（　）は総代の就任回数　　（五十音順、敬称略）

総代の属性等別構成比

職業別：法人役員112人（81%）、個人事業主25人（18%）、個人2人（1%）
年代別：90代3人（2%）、80代18人（13%）、70代43人（31%）、60代47人（34%）、50代19人（13%）、40代8人（6%）、30代1人（1%）
業種別：製造業44人（32%）、サービス業26人（19%）、卸・小売業21人（15%）、運輸業14人（10%）、建設業12人（9%）、不動産業6人（4%）、教育・学習支援業5人（4%）、医療・福祉4人（3%）、飲食・宿泊業3人（2%）、農業2人（2%）
（注）業種別の構成比は、法人役員及び個人事業主に限ります。

事業地区　広島県全域

店舗等のご案内 （43店舗　うち1出張所）

（店舗名）	（住　所）	（電　話）
呉　市		
P ● 本店営業部	呉市本通2丁目2－15	(0823) 25－6853
● ゆめタウン呉出張所	呉市宝町5－10(ゆめタウン呉2F)	(0823) 22－3611
● 中通支店	呉市中通4丁目5－1	(0823) 21－6161
● 本通支店	呉市本通7丁目1－18	(0823) 21－6141
● 荒神支店	呉市東中央2丁目2－14	(0823) 21－1431
● 三城支店	呉市三条3丁目7－8	(0823) 21－1421
● 海岸支店	呉市海岸2丁目11－6	(0823) 21－6118
● 吉浦支店	呉市吉浦本町1丁目9－16	(0823) 31－7185
● 宮原支店	呉市宮原7丁目7－3	(0823) 24－3233
● 警固屋支店	呉市警固屋4丁目10－11	(0823) 28－1515
● 天応支店	呉市天応大浜1丁目1－25	(0823) 38－8421
● 畑支店	呉市西畑町17－2	(0823) 24－1444
P ● 焼山支店	呉市焼山中央1丁目13－5	(0823) 33－1616

（店舗名）	（住　所）	（電　話）
呉　市		
● 焼山南支店	呉市焼山此原町21－21	(0823) 33－1115
● 音戸支店	呉市音戸町北隠渡1丁目4－4	(0823) 52－1211
● 倉橋支店	呉市倉橋町7517－8	(0823) 56－1111
P ● 阿賀支店	呉市阿賀中央6丁目13－8	(0823) 71－7158
P ● 広東支店	呉市広大新開1丁目2－9	(0823) 71－7138
● 広北支店	呉市広中新開2丁目3－1	(0823) 73－6363
P ● 広中央支店	呉市広古新開2丁目3－13	(0823) 72－3311
● 仁方支店	呉市仁方本町1丁目3－5	(0823) 79－5104
● 郷原支店	呉市郷原町1562－1	(0823) 77－2211
● 下蒲刈支店	呉市下蒲刈町三之瀬273－2	(0823) 65－2323
● 川尻支店	呉市川尻町西2丁目2－13	(0823) 87－5161
● 安浦支店	呉市安浦町中央3丁目2－13	(0823) 84－2111

（店舗名）	（住　所）	（電　話）
広島市		
● 広島支店	広島市中区三川町2－6	(082) 248－4422
P ● 矢野駅前支店	広島市安芸区矢野西4丁目1－21	(082) 888－3111
P ● 安芸支店	広島市東区温品4丁目5－11	(082) 289－5211
● 東雲支店	広島市南区東雲本町1丁目1－12	(082) 285－6611
安芸郡		
P ● 熊野支店	安芸郡熊野町貴船1－21	(082) 854－4111
● 海田支店	安芸郡海田町南本町3－28	(082) 824－1070
東広島市		
● 西条支店	東広島市西条朝日町5－12	(082) 423－3223
● 高屋支店	東広島市高屋町杵原1776	(082) 434－7711
● 黒瀬支店	東広島市黒瀬町南方789	(0823) 82－2114
● 黒瀬西支店	東広島市黒瀬町楢原126－1	(0823) 82－8466
● 安芸津支店	東広島市安芸津町三津3683－2	(0846) 45－4111

（店舗名）	（住　所）	（電　話）
竹原市・三原市		
P ● 竹原支店	竹原市中央5丁目5－1	(0846) 22－2536
● 忠海支店	竹原市忠海中町2丁目9－7	(0846) 26－0511
● 幸崎支店	三原市幸崎能地4丁目5－11	(0848) 69－1234
江田島市		
● 小用支店	江田島市江田島町小用2丁目17－38	(0823) 42－1666
● 江能支店	江田島市大柿町飛渡瀬1041－1	(0823) 57－5881
● 能美支店	江田島市能美町中町4857－1	(0823) 45－5252
豊田郡		
● 大崎支店	豊田郡大崎上島町中野5530－7	(0846) 64－3550

店舗外ATMコーナーのご案内

（設置場所）	（住　所）
呉　市	
○ 呉市役所1階ロビー	呉市中央4丁目1－6
● 呉共済病院	呉市西中央2丁目3－28
P ● 呉駅出張所	呉市宝町1－16
P ● ゆめタウン呉	呉市宝町5－10（ゆめタウン呉1F）
● 国立病院呉医療センター	呉市青山町3－1
● シティパルク呉店	呉市中通3丁目4－10
● 三和ストアー本店	呉市本通5丁目3－4
● 藤三片山店出張所	呉市西片山町5－2
● コープ焼山	呉市焼山中央3丁目15－60
P ● 本庄出張所	呉市焼山北1丁目21－1
● あがプラザ	呉市阿賀中央6丁目2－11
● イオン広店	呉市広本町2丁目17－1
P ● マックスバリュ広東店出張所	呉市広白石2丁目12－35
● 新広駅出張所	呉市広古新開2丁目1－5
○ 中国労災病院	呉市広多賀谷1丁目5－1
● 長浜出張所	呉市広長浜2丁目16720－19
● 安登出張所	呉市安浦町安登西5丁目2－14
P ● 波多見出張所	呉市音戸町波多見5丁目6－12
● 倉橋南出張所	呉市倉橋町松浜855－3
広島市	
● マダムジョイ矢野店	広島市安芸区矢野東5丁目1－10
安芸郡	
● フジグラン安芸	安芸郡坂町北新地2丁目3－30
● 坂町役場出張所	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1－1
● フジ熊野店	安芸郡熊野町萩原7－5－1

（設置場所）	（住　所）
東広島市	
○ 東広島市役所	東広島市西条栄町8－29
○ 広島大学工学部	東広島市鏡山1丁目
● ゆめタウン東広島	東広島市西条町土与丸971
● ゆめタウン学園店出張所	東広島市西条下見6－2－32
● 西条プラザ	東広島市西条西本町1313－1
● フレスタ西条店	東広島市西条中央4丁目1－1
● フジグラン東広島	東広島市西条町御薗宇4405
P ● ゆめタウン黒瀬	東広島市黒瀬町楢原100－1
● 藤三安芸津店	東広島市安芸津町風早3206
竹原市・三原市	
● 吉名出張所	竹原市吉名町4915－1
● 藤三竹原ショッピングセンター	竹原市中央4丁目7－20
● パルティ・フジ竹原店	竹原市下野町3308－3
● フジグラン三原	三原市円一町1丁目1－7
● 広島空港ターミナルビル	三原市本郷町善入寺64－31
江田島市	
● ゆめタウン江田島	江田島市大柿町飛渡瀬180

P PASPY対応ATM設置

〔ATMコーナー稼働日〕
- ● 平日、土曜日、日曜日、祝日
- ● 平日、土曜日
- ○ 平日

関係会社のご案内

会社名・所在地	資本金	出資比率	設立年月	業務内容
㈱中国しんきんカード 広島市中区立町1番24号	1億円	10.0%	昭和57年8月	●クレジットカードの発行・取扱業務　●金銭の貸付ならびに信用保証業務等
㈱中国しんきんリース 広島市中区立町1番24号	9000万円	9.2%	昭和60年4月	●事務用機器・輸送用機器・産業機器・店舗設備及び工業設備等の賃貸業務等
㈱中国しんきん総合サービス 広島市南区比治山本町11番20号	5600万円	6.7%	平成17年4月	●カード、手形・小切手発行業務　●自動機集中監視業務等

事業地区・店舗等のご案内

主要な事業の内容

預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、定期預金、定期積金及び外貨預金等を取扱っています。
貸出業務	手形貸付、証書貸付及び当座貸越等を取扱っています。また、銀行引受手形、商業手形等の割引を取扱っています。
為替業務	送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っています。また、輸出、輸入及び外国送金等の外国為替に関する各種業務を取扱っています。
証券業務	国債、地方債等の引受・窓口販売及び投資信託の窓口販売を取扱っています。また、私募債の募集、管理の受託に関する業務を取扱っています。
付帯業務	● 代理業務 ・日本銀行歳入代理店 ・信金中央金庫、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の代理貸付業務 ・地方公共団体の公金取扱業務 ・株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 ● 債務の保証 ● 有価証券の貸付け ● 有価証券、貴金属等の保護預り、貸金庫業務 ● 両替 ● 金の取扱い ● スポーツ振興くじの取扱い ● 損害保険の販売 ● 生命保険の販売 ● 金融等デリバティブ取引 ● 確定拠出年金の運営管理業務

主な預金商品

種類		内容と特色	お預け入れ期間	お預け入れ金額
普通預金		自動支払、自動受取、キャッシュカードをセットされると便利です。	お出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金（決済用預金）		預金保険制度により全額保護されている利息のつかない普通預金です。自動支払、自動受取、その他の決済サービスにもご利用いただけます。		
総合口座		普通預金に定期預金・定期積金をセットでき、必要時に定期性預金残高の90%または最高500万円まで自動的にご融資が受けられます。		
貯蓄預金		個人のお客様専用で残高に応じてお利息が有利となります。		
納税準備預金		納税資金を計画的に準備しておく預金で、利息には税金がかかりません。	お引き出しは納税時	
通知預金		まとまった資金の短期運用に便利です。お引き出しの2日前までにご通知が必要です。	7日以上	1万円以上
当座預金		小切手・手形で支払う商取引の決済口座です。	お出し入れ自由	1円以上
定期預金	大口定期	まとまった余裕資金をより有利に運用できます。	1カ月以上5年以内	1,000万円以上
	スーパー定期〈単利型〉〈複利型〉	まとまった資金をお預け入れいただける安全な預金です。		1円以上
	期日指定定期	1年複利で有利な利回りの預金です。1年据置後は1カ月以上前に満期日を指定でき一部引き出しもできます。	1年以上3年以内	1円以上 300万円未満
	年金優遇定期	当金庫で公的年金と健康管理手当をお受取のお客様限定の有利な定期です。	1年	500万円以内
定期積金		毎月計画的に積み立てる預金です。掛金はご指定の口座から自動振替もできます。	6カ月以上 72カ月以内	1,000円以上 1,000円単位
財形預金	一般財形預金	勤労者の方を対象とした、給与・賞与から天引し、定期的にお預けいただく預金で、お使いみちは自由です。	3年以上	1,000円以上
	財形年金預金	老後の資産形成のための預金で、財形住宅預金と合わせて550万円まで利息が非課税です。	5年以上	
	財形住宅預金	マイホーム購入、建替え資金形成のための預金で、財形年金預金と合わせて550万円まで利息が非課税です。		
外貨預金	外貨普通預金	米ドルによる普通預金をお預りいたします。	お出し入れ自由	1米ドル以上 1セント単位
	オープン外貨定期預金	個人のお客様にご利用いただけます。（法人またはお預入れ金額が10万米ドル以上の方はご相談ください。）	1カ月、3カ月、6カ月、1年	30万円相当米ドル以上 10万米ドル未満
譲渡性預金（NCD）		大口余裕資金の短期運用に便利な預金で、満期前に譲渡することもできます。	2週間以上2年以内	5,000万円以上 1,000万円単位

主なローン商品

法人・個人事業者のお客様に

種類	内容と特色	ご融資期間	ご融資限度額
アパートローン	アパート、賃貸マンションの新築等にご利用いただけます。（愛称：まちのおおやさん）	35年以内	3億円
事業活性化ローン	事業活性化をはかる事業者の皆さまの長期事業資金としてご利用いただけます。（愛称：アルファ）	10年以内	直近月商3カ月分または1,000万円のどちらか低い金額
開業ローン	一定の資格を有する方の開業資金としてご利用いただけます。（愛称：スタート）	7年以内	500万円
商店街活性化ローン	卸売業・小売業・飲食業・サービス業を営む方々の専用ローンです。（愛称：七福神）	5年以内	
地域活性化応援融資	事業者の皆さまを応援するローンです。（愛称：ビジネスサポート904[n]）	7年以内	2,000万円
モノづくり応援ローン	製造業を営む方の専用ローンです。（愛称：匠の技）	10年以内	5,000万円
創業・新事業支援融資	創業・新規事業に必要な資金としてご利用いただけます。（愛称：アクレ）	運転7年以内 設備20年以内	運転3,000万円 設備5,000万円
農力サポートローン	農業経営に必要な運転資金、設備資金にご利用いただけます。	運転7年以内 設備10年以内	運転3,000万円 設備4,500万円
グランド	事業に必要な運転資金、設備資金にご利用いただけます。	7年以内	3,000万円
スーパーグランド		10年以内	1億円
個人事業者向けカードローン	運転資金・設備資金にご利用いただけます。（愛称：懐刀）	1年 （更新可）	300万円 （10万円単位）
再エネ創出・環境保全融資	太陽光発電設備等の導入にご利用いただけます。（愛称：くれしんエコサポート）	15年以内	3億円
成長・改善応援ローン	事業に必要な運転資金、設備資金及び金融債務のリスケジュールを目的とした、当金庫ならびに他金融機関の借換資金にご利用いただけます。（愛称：スーパー《あしすと》）	運転15年以内 設備25年以内	限度額については担当者にご相談ください。
中小企業技術・経営力評価融資	広島県中小企業技術・経営力評価制度を活用し、「技術・経営力評価報告書」の発行を受けた方にご利用いただけます。（愛称：くれしんコア・コンピタンス）	10年以内	運転 直近月商3ヵ月分または5,000万円のどちらか低い金額 設備 5,000万円

個人のお客様に

種類		内容と特色	ご融資期間	ご融資限度額
住宅	住宅ローン	マイホームの新築、増改築や住宅ローンの借換など住宅資金全般にご利用いただけます。	35年以内	1億円
	無担保住宅ローン	担保・保証人不要でマイホームの新築、増改築や住宅ローンの借換など住宅資金全般にご利用いただけます。	20年以内	1,500万円
	しんきんリフォームローン	マイホームの増改築やリフォームにご利用いただけます。	15年以内	1,000万円
マイカー	マイカーローン	新車、中古車購入、借換資金にご利用いただけます。	10年以内	500万円
教育	教育ローン	大学等の入学金のほか、教育関連資金にご利用いただけます。	10年以内	
	教育カードローン	入学金、授業料、書籍代等の教育関連資金がカードにより簡単にご利用いただけます。	10年9カ月以内	
	子育て応援イクちゃんローン	子育てに必要な資金にご利用いただけます。	10年以内	100万円
お使いみち自由	シニアライフローン	当金庫に公的年金の受取口座がある方、または当金庫に公的年金の受取口座を指定する手続きをした方の暮らしに必要な資金にご利用いただけます。隔月返済とすることもできます。	10年以内	100万円
	フリーローン	手続き簡単で借換資金にもご利用いただけます。	10年以内	500万円
	カードローン	カード1枚でスピーディーにご利用いただけます。	3年 （更新可）	100万円 （10万円単位）
	カードローン「きゃっする」	インターネット・スマートフォン・電話などからお申込みいただけます。		500万円 （10万円単位）
	カードローン「きゃっする（シニア）」	公的年金受給の方の暮らしに必要な資金にご利用いただけます。		50万円 （10万円単位）
	パーソナルカードローン	定額返済型（毎月1万円もしくは1万5千円）のカードローンです。		70万円

主要な事業のご案内

為替業務

種　類	内容と特色
振込・送金	当金庫の本支店はもちろんのこと、全国の信用金庫、銀行、信用組合、農協へ安全かつ確実に振込・送金ができます。
代金取立	手形・小切手などを取立て、ご指定の口座へご入金いたします。
為替自動振込	毎月の一定日に決まった金額を指定の口座にお振込できますので、家賃や駐車場代金のお支払い等に便利です。

証券業務

種　類	内容と特色
国債の窓口販売	新しく発行される国債のお取扱いをしています。
ディーリング業務	発行済み国債の売買のお取扱いをしています。
投資信託の窓口販売	お客様の資産運用ニーズにお応えできるよう、各種ファンドを取り揃えています。
私募債の受託業務	事業者の皆さまの資金調達をお手伝いするため、私募債の受託業務を行っています。

国際業務

種　類		内容と特色
貿易関連	輸出	輸出代金を回収するために振り出された為替手形の買取や、取立をご利用いただけます。
	輸入	輸入代金を決済するための輸入信用状の発行や輸入為替手形の決済等をご利用いただけます。
	保証	スタンドバイ信用状の発行、各種ボンドの発行、荷物引取保証等をご利用いただけます。
外国送金		留学費用の送金や海外への支払いなど、海外への送金には電信送金、郵便送金、送金小切手をご利用いただけます。海外からの送金は、指定された口座に入金させていただきます。
為替予約		外国為替の先物予約をお取扱いしています。
両替		米ドル現金の両替をご利用いただけます。
外貨宅配サービス		三井住友銀行のサービスがご利用いただけます。ご希望の外国通貨をご指定の場所へお届けいたします。また、お使い残りの買取サービスもご利用いただけます。

保険業務

種　類	内容と特色
損害保険の窓口販売	住宅関連の長期火災保険、債務返済支援保険、海外旅行傷害保険、傷害保険、ペット保険を販売しています。
生命保険の窓口販売	個人年金保険、終身保険、学資保険を販売しています。
第三分野保険の窓口販売	医療保険、がん保険を販売しています。

その他のサービス業務

種　類	内容と特色
ファミリーポイントプラス	ご家族を含めた取引内容をポイントに換算し、基準に応じて手数料・ローン金利の優遇などのサービスが受けられます。
各種相談サービス	各専門家が年金、法律、税務のご相談に応じます。
確定拠出年金	企業型確定拠出年金及び個人型確定拠出年金の運営管理機関として個人型の加入受付、企業型の導入サポート、運用商品の提示・情報提供、投資教育等を行っています。
インターネットバンキング	インターネットを利用して残高照会や口座振込、税金などの払込みができます。
投信インターネットサービス	インターネットで簡単に投資信託の購入・売却、取引照会などがご利用いただけます。
ファームバンキング ホームバンキング	オフィスのパソコンなどから、振込、振替、取引照会がご利用いただけます。
テレホンバンキング	電話で簡単に残高照会、口座振込、定期預金のお預入れ・ご解約などができます。
アンサーサービス	お客様の指定口座への振込や取立入金の連絡、残高照会をプッシュホンやFAXでお答えします。
デビットカード	キャッシュカードでお買物ができます。代金はお客様の預金口座から即座に引き落としされます。
自動受取・自動支払	給与･賞与･年金などのお受け取りや公共料金、税金、各種代金などのお支払が自動的に行われます。
金の売買	金地金（販売単位100g、500g、1kg）の販売をいたします。金地金のほか、預り証でのお取扱いもいたします。 当金庫でご購入いただいた金地金は買い戻しにも応じます。
「toto（トト）」の取扱い	スポーツ振興くじ「toto」の販売及び当せん金の支払いをお取扱いしています。
貸金庫	貴金属、有価証券、重要書類などお客様の財産を安全確実にお預りいたします。
夜間金庫	営業時間終了後でも、お店の売上金等をお預りし、翌営業日にご指定口座に入金いたします。
メールオーダー	公共料金の自動支払いサービスや住所変更届が郵便で簡単に手続きできます。
でんさいサービス	電子記録債権制度を利用した手形・振込に代わる決済サービスをご利用いただけます。

（平成27年6月30日現在）

主な手数料一覧

●ATM利用手数料

利用時間（※1）		当金庫カード（通帳含む） 入金	当金庫カード（通帳含む） 出金（※2）	他金庫カード	ひろしまネット加盟銀行カード	銀行カード（左記銀行を除く）	ゆうちょ銀行カード	キャッシングカード
平日	8:00～8:45	無料	108円	108円	108円	216円（※2）	216円（※2）	無料
	8:45～18:00	無料	無料	無料	無料	108円	108円	無料
	18:00～21:00	無料	108円	108円	108円	216円（※2）	216円（※2）	108円
土曜日	8:00～9:00	無料	108円	108円	－	－	－	－
	9:00～14:00	無料	108円	108円	108円	216円（※2）	108円	108円
	14:00～17:00	無料	108円	108円	108円	216円（※2）	216円（※2）	108円
	17:00～19:00	無料	108円	108円	－	－	－	－
日曜日・祝日	8:00～9:00	無料	108円	108円	－	－	－	－
	9:00～17:00	無料	108円	108円	108円	216円（※2）	216円（※2）	108円
	17:00～19:00	無料	108円	108円	－	－	－	－

（※1）各ATMコーナーにより利用時間が異なります。
（※2）「総合口座貸越」取引及び「カードローン」取引のATM利用手数料は、お借入（貸越）またはご返済のご利用金額に応じて、次の通りとなります。なお、発行金融機関の都合によっては、ご利用いただけない場合があります。詳しくは、カード発行金融機関にお問い合わせ下さい。
1.「総合口座貸越」「カードローン」ご利用金額 1万円以下　ATM利用手数料 108円以下
2.「総合口座貸越」「カードローン」ご利用金額 1万円超　ATM利用手数料 216円以下

●融資関連手数料

支払利息証明書発行手数料（1通）		都度発行	540円
		継続発行	216円
融資証明書発行手数料（1通）		融資金額1億円以下	5,400円
		融資金額1億円超	10,800円
債務保証書発行手数料（公共工事の金銭保証を含む）		1通	2,160円
住宅ローン・アパートローン手数料	住宅ローン事務取扱手数料（※）		54,000円
	無担保住宅ローン事務取扱手数料		32,400円
	アパートローン事務取扱手数料（※）		108,000円
	条件変更（返済方法・金利・期間）		10,800円
	固定金利再選択（固定・変動選択型）		5,400円
	一部繰上返済	固定金利適用期間中（固定・変動選択型）	21,600円
		その他	10,800円
	全額繰上返済	固定金利適用期間中（固定・変動選択型）	32,400円
		その他	10,800円
事業性融資手数料	条件変更（返済方法・金利・期間）		10,800円
	一部繰上返済		5,400円
	全額繰上返済	融資実行から5年以内	10,800円
		融資実行から5年超	5,400円
呉商工会議所会員向けローン取扱手数料（信用保証協会をご利用の場合は不要です）			10,800円
東広島商工会議所会員向けローン取扱手数料（信用保証協会をご利用の場合は不要です）			10,800円
不動産担保調査事務手数料	法人及び事業者	新規	営業地区内 32,400円
			営業地区外 54,000円
		追加設定、極度変更、譲受、順位変更、一部抹消	営業地区内 21,600円
			営業地区外 32,400円
	個人	新規、追加設定	営業地区内 21,600円
			営業地区外 32,400円
動産担保調査事務手数料		新規、追加設定	54,000円

（※）不動産担保調査事務手数料を含みます。

●資金移動サービス関連手数料

代金回収サービス<HIT－LINE>	基本料金				2,160円
	回収手数料（1件当り）	MT・FDデータ伝送	標準型		162円
			クイック型		216円
			定額型		162円
		帳票扱い	標準型	初回	324円
				2回目以降	216円
			定額型	初回	324円
				2回目以降	162円
ファームバンキングサービス	（月額）	FB専用端末サービス			2,160円
		パソコンFBサービス			5,400円
ホームバンキングサービス	（月額）				2,160円
モバイルバンキングサービス	（月額）				108円
インターネットバンキング（個人）	（月額）				無料
インターネットバンキング（法人）	（月額）	オンライン取引サービス			1,080円
		オンライン取引・データ伝送サービス			3,240円
デビットカードサービス	加盟店基本料（月額）				1,050円
	加盟店手数料（上限315円、下限31.5円）				利用料金の2.1%
しんきん携帯電子マネーチャージサービス（Edy）	チャージ金額5,000円未満				108円
	チャージ金額5,000円以上				54円

●為替手数料

種類			当金庫 自店宛	当金庫 本支店宛	他行宛
窓口振込	電信扱	3万円以上	540円		864円
		3万円未満	324円		648円
	文書扱	3万円以上	—		864円
		3万円未満			648円
ATM振込（※1）	現金	3万円以上	432円		756円
		3万円未満	216円		540円
	くれしんのカード（個人）	3万円以上	無料		432円
		3万円未満	無料		324円
	くれしんのカード（法人）	3万円以上	無料	216円	432円
		3万円未満	無料	108円	324円
	他の金融機関のカード	3万円以上	無料	216円	432円
		3万円未満	無料	108円	324円
定額自動振込		3万円以上	216円		432円
		3万円未満	108円		324円
インターネットバンキング	個人	3万円以上	無料		432円
		3万円未満	無料		324円
	法人	3万円以上	無料	216円	432円
		3万円未満	無料	108円	324円
テレホンバンキング		3万円以上	無料		432円
		3万円未満	無料		324円
モバイルバンキング		3万円以上	無料		648円
		3万円未満	無料		324円
ファームバンキング ホームバンキング		3万円以上	無料	324円	648円
		3万円未満	無料	108円	324円
送金	電信扱（電信送金）		432円		756円
	普通扱（送金小切手）		432円		648円
取立	県外	至急扱（小切手・期近手形等）	—		864円
		普通扱	—		648円
	県内	同一手形交換所内	無料	216円	216円
		割引手形・譲渡担保手形	無料		216円
その他	振込・送金組戻料		1,080円		
	取立手形組戻料		1,080円		
	不渡手形返却料		1,080円		
	取立手形店頭呈示料		648円（※2）		

（※1）ご利用時間帯等に応じて、別途ATM利用手数料が必要となります。
（※2）取立費用が648円を超えるときは実費をいただきます。

●でんさいサービス関連手数料

⑴月間基本手数料

サービス利用内容	利用料金
債務者として利用しない場合（でんさいの受取、譲渡、割引のみ利用可）	無料
債務者として利用する場合（でんさいの受取、譲渡、割引に加え発生記録が利用可）	1,080円

⑵各記録請求1件あたりの手数料

取引種別		オンライン		店頭代行（書面）	
		自金庫宛	他行宛	自金庫宛	他行宛
発生記録		324円	648円	1,080円	1,080円
譲渡記録（分割譲渡含む）		216円	540円	1,080円	1,080円
保証記録（※1）		432円		1,080円	
変更記録		432円		1,080円	
	書面（※2）	書面のみの受付		2,160円	
支払等記録（※3）		432円		1,080円	
開示	通常開示	無料		1,080円	
	特別開示	書面のみの受付		3,240円	
支払不能情報照会				3,240円	
残高証明書	都度発行方式			4,320円	
	定例発行方式			2,160円	
貸倒引当金繰入事由に係る証明書				2,160円	

（※1）譲渡に随伴しない場合。
（※2）発生記録以外の記録がなされているでんさいの変更記録請求は書面の取扱いとなります。
（※3）口座間送金決済は除きます。

●当座関連手数料

小切手帳　1冊（50枚）（※）	864円
約束手形帳　1冊（50枚）（※）	1,080円
為替手形帳　1冊（50枚）（※）	1,080円
署名判登録料	5,400円

（※）署名判サービス利用の場合も同一です。

●両替手数料（ご利用１回あたり）

窓口両替手数料（※1）	両替枚数（両替申込枚数または受取枚数のうちいずれか多い枚数）	1～50枚（※2）	108円
		51～300枚	108円
		301～500枚	216円
		501～1,000枚	324円
		1,001～2,000枚	648円
		2,001枚以上（500枚毎）	324円 追加
両替機手数料	両替枚数（金種指定枚数）	1～50枚（※3）	100円
		51～500枚	100円
		501～1,000枚	200円
		1,001～1,500枚	300円

（※1）新券への交換（同一金種への新券交換に限ります）、汚損紙幣・硬貨の交換、記念硬貨の交換は無料とします。
両替枚数は、お客様のお申込枚数またはお受取枚数のうちいずれか多い方の合計枚数となります。
窓口での現金支払いにかかる金種指定分も含みます。
得意先係が受付した両替につきましても、窓口両替と同基準の手数料をいただきます。
（※2）両替機未設置店舗での窓口両替につきまして、当金庫とお取引のあるお客様は、1日1回限り50枚以内の両替については無料とさせていただきます。
現金出金時の金種指定及び得意先係による両替につきましては、当金庫とお取引のあるお客様は、1日1回限り50枚以内の両替については無料とさせていただきます。
（※3）両替機を利用される場合には、手数料は現金でお支払いいただきます。
ただし、当金庫のキャッシュカードをご利用のお客様は、1日1回限り、50枚以内の両替については無料とさせていただきます。

●貸金庫・保護預り箱・夜間金庫利用手数料

貸金庫利用手数料（※）	本店	A	年 6,480円
		B	年 9,072円
		C	年12,960円
	広中央支店	A'	年 4,860円
		B'	年 6,480円
		C'	年 9,720円
	竹原・広島支店（全自動）	第1種	年 7,776円
		第2種	年10,368円
保護預り箱利用手数料		保護箱	年 5,184円
夜間金庫利用手数料	基本料金		月12,960円
	専用入金帳（1冊）		12,960円

（※）タイプや大きさなどによって利用手数料は異なります。

●その他の手数料

自己宛小切手発行手数料		1枚	540円
残高証明書発行手数料（1通）（※1）	継続発行		324円
	随時発行		540円
	当金庫所定様式以外での発行		3,240円
取引照会手数料	公的機関(※2)･弁護士会	1枚	32.4円
	その他(個人･法人･団体)		
	(1)期間10年以内（※3）	1件	324+32.4×枚数　円
	(2)期間10年超	1件	5,400+54.0×枚数　円
個人情報開示手数料(※4)		1通	540円
再発行手数料(通帳、証書、カード)(※5)		1件	2,160円
CD代理人カード発行手数料		1枚	540円

(※1) 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書発行手数料については無料とします。預貸金全科目の証明を行う場合で、証明書が2枚以上にわたる時も1通として取扱います。
(※2) 社会保険事務所・税務署・警察署・広島県各地域事務所・地方公共団体等の全ての公的機関です。
(※3) 基本手数料324円+32.4×枚数とし、枚数分については1枚よりいただきます。照会が数店舗にかかる場合は、基本手数料を店舗数に応じていただきます。
(※4) 郵送の場合は別途郵送費用が必要となります。
(※5) 汚破損による再発行については無料とします。

機動的な組織で
お客様のご要望にお応えします。

組織図（平成27年6月30日現在）

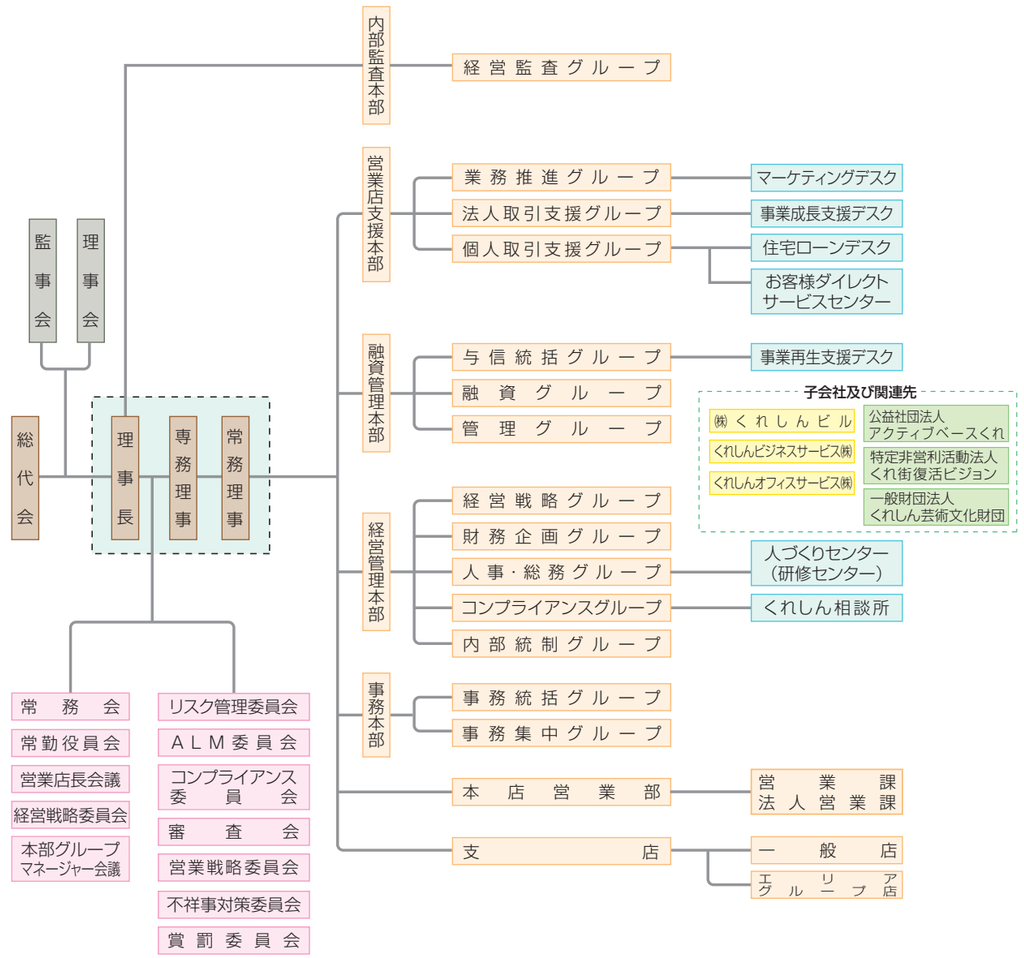

役員一覧（平成27年6月30日現在）

理 事 長（代表理事）	槙岡（まきおか） 敬人（たかと）
専務理事（代表理事・営業店支援本部担当）	三登（みと） 学（まなぶ）
常務理事（代表理事・事務本部担当）	堂下（どうした） 大地（だいじ）
常務理事（代表理事・融資管理本部担当）	向井（むかい） 淳滋（じゅんじ）
常務理事（代表理事・経営管理本部担当）	村重（むらしげ） 宏司（こうじ）
常勤理事（本店営業部長）	玉理（たまり） 博光（ひろみつ）
常勤理事（営業店支援本部長）	日田（ひだ） 克也（かつや）
理　　事	橋本（はしもと） 孝則（たかのり）
理　　事	槙岡（まきおか） 達真（たつま）
理　　事	明神（みょうじん） 博（ひろし）
理　　事	白方（しらかた） 久美子（くみこ）
常勤監事	服部（はっとり） 秀樹（ひでき）
監　　事	中﨑（なかさき） 雄二（ゆうじ）
監　　事	池田（いけだ） 英治（えいじ）

（注）常勤監事　服部秀樹は、信用金庫法第３２条第５項に規定する員外監事です。

執行役員一覧（平成27年6月30日現在）

執行役員（広中央支店長）	花中（はななか） 一彦（かずひこ）
執行役員（事務本部長）	松岡（まつおか） 茂樹（しげき）
執行役員（広島支店長）	永井（ながい） 理博（まさひろ）
執行役員（融資管理本部長）	沖（おき） 義和（よしかず）
執行役員（経営管理本部長）	雉鳥（きじとり） 芳章（よしあき）

会計監査人（平成27年6月30日現在）

有限責任あずさ監査法人

資料編

財務諸表……35
主要な経営指標……39
営業の状況……40
　預金……40
　貸出金……41
　不良債権……42
　証券業務……43
　外国為替業務……45
　自己資本の充実の状況……46
連結会計等……53

あゆみ（年表）……61
信用金庫法施行規則等に基づく開示項目一覧…62

貸借対照表

単位：百万円

科目	第89期 平成26年3月31日現在	第90期 平成27年3月31日現在
（資産の部）		
現金	6,848	5,697
預け金	135,728	132,132
コールローン	287	186
有価証券	215,241	236,577
国債	6,327	5,539
地方債	49,300	66,085
社債	146,825	141,397
株式	2,293	2,666
その他の証券	10,495	20,888
貸出金	355,203	363,428
割引手形	5,551	5,254
手形貸付	19,243	23,123
証書貸付	312,456	317,303
当座貸越	17,951	17,746
外国為替	157	97
外国他店預け	157	97
その他資産	3,853	3,584
未決済為替貸	115	110
信金中金出資金	2,199	2,199
前払費用	1	1
未収収益	844	778
金融派生商品	0	−
その他の資産	692	494
有形固定資産	9,106	8,794
建物	1,983	1,843
土地	6,315	6,315
リース資産	229	146
その他の有形固定資産	577	489
無形固定資産	313	249
ソフトウェア	257	193
その他の無形固定資産	56	56
前払年金費用	377	374
繰延税金資産	1,959	161
債務保証見返	1,058	1,023
貸倒引当金	△10,160	△8,056
（うち個別貸倒引当金）	(△7,577)	(△6,650)
資産の部合計	719,976	744,251

単位：百万円

科目	第89期 平成26年3月31日現在	第90期 平成27年3月31日現在
（負債の部）		
預金積金	667,185	676,142
当座預金	12,873	13,860
普通預金	229,198	239,146
貯蓄預金	2,209	2,114
通知預金	4,079	4,456
定期預金	399,690	397,673
定期積金	13,366	12,875
その他の預金	5,764	6,016
借用金	5,308	16,923
借入金	5,308	16,923
その他負債	2,256	2,194
未決済為替借	140	134
未払費用	1,125	1,127
給付補填備金	16	13
未払法人税等	11	7
前受収益	162	184
払戻未済金	34	55
払戻未済持分	20	21
職員預り金	224	238
金融派生商品	16	7
リース債務	229	139
資産除去債務	49	42
その他の負債	225	223
賞与引当金	397	387
退職給付引当金	1,068	1,075
役員退職慰労引当金	113	111
睡眠預金払戻損失引当金	99	64
再評価に係る繰延税金負債	1,052	1,050
債務保証	1,058	1,023
負債の部合計	678,539	698,973
（純資産の部）		
出資金	3,015	3,015
普通出資金	3,015	3,015
利益剰余金	33,032	35,225
利益準備金	2,973	3,015
その他利益剰余金	30,059	32,210
特別積立金	27,220	29,770
（機械化準備積立金）	(100)	(100)
当期未処分剰余金	2,839	2,440
処分未済持分	△14	△19
会員勘定合計	36,033	38,221
その他有価証券評価差額金	2,719	4,377
土地再評価差額金	2,684	2,679
評価・換算差額等合計	5,403	7,056
純資産の部合計	41,436	45,278
負債及び純資産の部合計	719,976	744,251

損益計算書

単位：千円

科目	第89期 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	第90期 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
経常収益	13,283,238	13,174,642
資金運用収益	10,112,549	9,807,271
貸出金利息	7,452,465	7,234,355
預け金利息	413,147	331,101
コールローン利息	673	574
有価証券利息配当金	2,180,087	2,174,913
その他の受入利息	66,175	66,327
役務取引等収益	1,222,458	1,208,035
受入為替手数料	368,281	375,486
その他の役務収益	854,177	832,549
その他業務収益	331,933	176,951
外国為替売買益	10,453	11,231
国債等債券売却益	274,870	87,362
その他の業務収益	46,609	78,357
その他経常収益	1,616,296	1,982,384
貸倒引当金戻入益	743,292	1,574,092
償却債権取立益	296,086	310,603
株式等売却益	510,232	53,456
金銭の信託運用益	2,218	−
その他の経常収益	64,468	44,230
経常費用	10,145,766	9,686,081
資金調達費用	848,104	807,555
預金利息	783,168	749,363
給付補填備金繰入	8,651	7,127
借用金利息	49,493	44,243
金利スワップ支払利息	5,773	5,654
その他の支払利息	1,016	1,166
役務取引等費用	868,026	892,787
支払為替手数料	138,534	145,138
その他の役務費用	729,492	747,649
その他業務費用	260,947	33,398
国債等債券売却損	31,074	25,194
国債等債券償還損	218,794	−
金融派生商品費用	2,946	1,455
その他の業務費用	8,132	6,748
経費	8,135,781	7,871,955
人件費	4,889,911	4,762,708
物件費	3,111,137	2,981,497
税金	134,733	127,749
その他経常費用	32,907	80,385
貸出金償却	38	16,825
その他資産償却	8	6,600
その他の経常費用	32,859	56,959

単位：千円

科目	第89期 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	第90期 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
経常利益	3,137,471	3,488,561
特別利益	173,339	−
固定資産処分益	−	−
その他の特別利益	173,339	−
特別損失	324,765	2,893
固定資産処分損	14,158	2,893
減損損失	310,606	−
税引前当期純利益	2,986,045	3,485,668
法人税、住民税及び事業税	29,093	8,575
法人税等調整額	360,713	1,170,013
法人税等合計	389,806	1,178,589
当期純利益	2,596,239	2,307,078
繰越金（当期首残高）	122,543	128,157
土地再評価差額金取崩額	120,673	4,786
当期未処分剰余金	2,839,456	2,440,022

剰余金処分計算書

単位：千円

科目	第89期 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	第90期 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
当期未処分剰余金	2,839,456	2,440,022
剰余金処分額	2,711,298	2,319,045
利益準備金	41,839	340
普通出資に対する配当金	119,459	118,704
（配当率）	(4%)	(4%)
特別積立金	2,550,000	2,200,000
繰越金（当期末残高）	128,157	120,977

■平成25年度及び26年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき「有限責任あずさ監査法人」の監査を受けております。

確認書

平成26年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成27年6月16日

呉信用金庫
理事長 槙岡敬人

財務諸表に関する注記

貸借対照表の注記事項

注１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

３．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております（特例処理の金利スワップを除く）。

４．有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　３年 ～ 50年
その他　　３年 ～ 20年

５．無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

６．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

７．外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

８．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,873百万円であります。

９．賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

10．退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法（又は損益処理方法）は次のとおりであります。

過去勤務費用　　その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理（又は損益処理）
数理計算上の差異　　各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理（又は損益処理）

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①　制度全体の積立状況に関する事項（平成26年3月31日現在）
　　年金資産の額　　1,549,255百万円
　　年金財政計算上の数理債務の額と
　　最低責任準備金の額との合計額（注）　1,738,229百万円
　　差引額　　△188,974百万円
　（注）前事業年度においては「年金財政計算上の給付債務の額」と掲記していた項目であります。

②　制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
　　（平成26年3月31日現在）
　　0.7315%

③　補足説明
　上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高210,459百万円及び別途積立金2,485百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当期償却に充てられる特別掛金120百万円を費用処理しております。
　なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

11．役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12．睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

13．一部の貸出金について、金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を行っており、これについては、一部金利スワップの特例処理を適用しております。

14．消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

15．理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額777百万円

16．子会社等の株式総額　　41百万円

17．子会社等に対する金銭債権総額　　1,588百万円

18．子会社等に対する金銭債務総額　　269百万円

19．有形固定資産の減価償却累計額　　9,446百万円

20．有形固定資産の圧縮記帳額　　1,032百万円

21．貸出金のうち、破綻先債権額は219百万円、延滞債権額は14,592百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

22．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

23．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,328百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

24．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,140百万円であります。

なお、21．から24．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,254百万円であります。

26．担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、公金取扱等の取引の担保として、有価証券10,558百万円及び預け金19,006百万円を差し入れております。

27．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成11年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める方法（地価税の課税価格の計算を基礎とした土地の価額を算出する方法）に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の差額△3,009百万円

28．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は450百万円であります。

29．出資１口当たりの純資産額755円57銭

30．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）をしております。

その一環として、デリバティブ取引も行っております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはＡＬＭの一環で行っている金利スワップ取引があります。

当金庫は、一部の貸出金について、金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を行っており、これについては、一部金利スワップの特例処理を適用しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当金庫は、クレジットポリシー及びリスク管理規程等に従い、貸出金について、与信審査、与信限度額、金利の設定、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資グループ、与信統括グループにより行われ、また、定期的に経営陣による審査会やリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、内部統制グループがチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、財務企画グループ及び内部統制グループにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②　市場リスクの管理

（ｉ）金利リスクの管理

当金庫は、ＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しております。

リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ＡＬＭ委員会において協議されたＡＬＭに関する方針に基づき、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には財務企画グループにおいて金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、内部統制グループにおいてギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次、四半期ベースでリスク管理委員会に報告しております。

なお、ＡＬＭにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引も行っております。

（ii）為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、為替予約等を利用し、振当処理を行っております。

（iii）価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ＡＬＭ委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準に従い行われております。

このうち、財務企画グループでは、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

財務企画グループで保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や投資先の財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は財務企画グループを通じ、理事会、ＡＬＭ委員会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

（ⅳ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取扱要領に基づき実施されております。

（ⅴ）市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」、「デリバティブ取引」（金利スワップ取引）であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間１年、過去５年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、2,354百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ＡＬＭを通して、適時に資金管理を行うことによって、流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

31．金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
（１）預け金　（＊１）	132,132	132,581	448
（２）有価証券　（＊１）	236,373	236,510	136
売買目的有価証券	–	–	–
満期保有目的の債券	1,950	2,087	136
その他有価証券	234,423	234,423	–
（３）貸出金　（＊１）	363,428		
貸倒引当金　（＊２）	△8,056		
	355,372	364,804	9,432
金融資産計	723,878	733,896	10,017
（１）預金積金　（＊１）	676,142	676,729	586
（２）借用金　（＊１）	16,923	17,316	393
金融負債計	693,066	694,045	979
デリバティブ取引（＊３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(7)	(7)	–
ヘッジ会計が適用されているもの	–	(28)	(28)
デリバティブ取引計	(7)	(35)	(28)

（＊１）　預け金、私募債、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（＊２）　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊３）　その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引及び特例処理を適用している金利スワップを一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

（注１）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

（１）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

（２）有価証券

株式は取引所の価格、債券は売買参考統計値、JSプライス又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、以下の①又は②の合計額から、自金庫保証付私募債に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①　破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来のキャッシュ・フローの見積りが困難な債権については取得価額

②　①以外のうち、固定金利によるものは自金庫保証付私募債の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については32．から35．に記載しております。

（３）貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①　破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②　①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③　①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

（１）預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、SWAP）を用いております。

（２）借用金

借用金は、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約等）であり、取引先金融機関から提示された価格、割引現在価値により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（＊１）	41
関連法人等株式　（＊１）	–
非上場株式　（＊１）	80
組合出資金　（＊２）	81
合　計	203

（＊１）　子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）　組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
預け金	75,619	56,513	–	–
有価証券	23,163	98,695	103,620	7,437
満期保有目的の債券	350	1,600	–	–
その他有価証券のうち満期があるもの	22,813	97,095	103,620	7,437
貸出金（＊）	71,548	113,256	75,737	83,616
合　計	170,331	268,464	179,357	91,053

（＊）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注４）借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
預金積金（＊）	589,710	86,223	51	158
借用金	5,375	9,606	1,121	820
合　計	595,086	95,830	1,173	979

（＊）預金積金のうち、要求払預金は「１年以内」に含めております。

32．有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、35．まで同様であります。

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表 計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	–	–	–
	地方債	–	–	–
	短期社債	–	–	–
	社債	949	970	20
	その他	1,000	1,117	116
	小計	1,950	2,087	136
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	–	–	–
	地方債	–	–	–
	短期社債	–	–	–
	社債	–	–	–
	その他	–	–	–
	小計	–	–	–
合計		1,950	2,087	136

その他有価証券

	種類	貸借対照表 計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,483	1,747	736
	債券	207,101	202,249	4,852
	国債	5,539	5,302	237
	地方債	65,485	63,524	1,961
	短期社債	–	–	–
	社債	136,076	133,422	2,653
	その他	13,697	12,569	1,128
	小計	223,282	216,565	6,717
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	61	78	△17
	債券	4,970	5,029	△59
	国債	–	–	–
	地方債	599	599	△0
	短期社債	–	–	–
	社債	4,370	4,429	△59
	その他	6,108	6,718	△610
	小計	11,140	11,827	△687
合計		234,423	228,393	6,029

33．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

34．当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	191	53	–
債券	17,329	87	25
国債	500	1	–
地方債	7,935	37	22
短期社債	–	–	–
社債	8,893	47	2
その他	–	–	–
合計	17,520	140	25

35．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得価額に比べて著しく下落しており、時価が取得価額まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

なお、当事業年度に減損処理を行った有価証券はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価額に対し50%以上下落している状態にあること、又は30%以上下落し回復の見込みがない状態にあることです。

36．運用目的の金銭の信託

該当ありません。

37．満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

38．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

39．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、35,002百万円であります。このうち契約残存期間が１年以内のものが17,217百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

40．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産
　貸倒引当金　　2,628百万円
　減価償却超過額　　313
　固定資産の減損損失　　278
　退職給付引当金　　190
　税務上の繰越欠損金　　1,253
　その他　　386
繰延税金資産小計　　5,051
評価性引当額　　△3,235
繰延税金資産合計　　1,815
繰延税金負債
　その他有価証券評価差額金　　1,652
　その他　　1
繰延税金負債合計　　1,654
繰延税金資産の純額　　161百万円

41．会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（以下、「退職給付会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法をデュレーションアプローチ方式へ変更しております。

なお、退職給付会計基準等の適用による当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。

42．表示方法の変更

（退職給付関係）

退職給付適用指針の改正に伴い、複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記の表示方法を変更しております。

なお、当該表示方法の変更による影響は10①に記載しております。

損益計算書の注記事項

注１．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

２．子会社との取引による収益総額　41,259千円
　　子会社との取引による費用総額 508,208千円

３．出資１口当たり当期純利益金額　38円39銭

主要な経営指標

最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益	13,696,610 千円	13,791,998	13,152,042	13,283,238	13,174,642
経常利益（△は経常損失）	767,918 千円	△ 1,859,487	1,213,287	3,137,471	3,488,561
当期純利益（△は当期純損失）	1,036,687 千円	△ 2,364,511	752,350	2,596,239	2,307,078
出資総額	2,477 百万円	2,636	2,973	3,015	3,015
出資総口数	49,559 千口	52,722	59,467	60,304	60,311
純資産額	38,337 百万円	36,530	39,384	41,436	45,278
総資産額	693,107 百万円	695,905	706,903	719,976	744,251
預金積金残高	641,739 百万円	647,392	656,160	667,185	676,142
貸出金残高	353,161 百万円	352,103	348,435	355,203	363,428
有価証券残高	196,957 百万円	191,383	211,079	215,241	236,577
単体自己資本比率	11.55 %	11.22	11.74	12.82	13.06
出資に対する配当金	98,139,724 円	105,444,836	108,980,266	119,459,357	118,704,316
出資1口当たりの配当金	2 円	2	2	2	2
役員数	18 人	17	17	14	14
うち常勤役員数	11 人	10	10	8	8
職員数	748 人	729	704	687	672
会員数	66,801 人	66,214	66,236	65,616	64,947

（注）1. 出資1口の金額は50円です。
2. 単体自己資本比率は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第１項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」が平成25年３月８日に改正され、平成26年３月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度以前においては旧告示に基づく開示、平成25年度以降においては新告示に基づく開示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

業務粗利益

単位：千円

	平成25年度	平成26年度
資金運用収支	9,264,738	8,999,716
資金運用収益	10,112,549	9,807,271
資金調達費用	847,811	807,555
役務取引等収支	354,431	315,248
役務取引等収益	1,222,458	1,208,035
役務取引等費用	868,026	892,787
その他業務収支	70,986	143,553
その他業務収益	331,933	176,951
その他業務費用	260,947	33,398
業務粗利益	9,690,155	9,458,517
業務粗利益率	1.35%	1.31%

（注）1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（平成25年度292千円、平成26年度なし）を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

利鞘

単位：%

	平成25年度	平成26年度
資金運用利回	1.41	1.36
資金調達原価率	1.31	1.26
総資金利鞘	0.09	0.10

利益率

単位：%

	平成25年度	平成26年度
総資産経常利益率	0.43	0.47
総資産当期純利益率	0.35	0.31

（注）総資産経常（当期純）利益率＝ $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

資金運用収支の内訳

単位：百万円、%

	平均残高		利息		利回り	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
資金運用勘定	716,813	716,927	10,112	9,807	1.41	1.36
うち貸出金	343,513	351,345	7,452	7,234	2.16	2.05
うち預け金	155,094	137,130	413	331	0.26	0.24
うちコールローン	315	247	0	0	0.21	0.23
うち有価証券	215,486	225,868	2,180	2,174	1.01	0.96
資金調達勘定	682,305	683,487	847	807	0.12	0.11
うち預金積金	677,060	678,423	791	756	0.11	0.11
うち借用金	5,274	4,827	49	44	0.93	0.91

（注）1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（平成25年度384百万円、平成26年度391百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（平成25年度235百万円、平成26年度なし）及び利息（平成25年度0百万円、平成26年度なし）を、それぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

受取・支払利息の増減

単位：百万円

	平成25年度			平成26年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	272	△ 334	△ 62	1	△ 306	△ 305
うち貸出金	5	△ 385	△ 380	169	△ 388	△ 218
うち預け金	△ 22	△ 61	△ 83	△ 47	△ 34	△ 82
うちコールローン	△ 0	△ 0	△ 1	0	0	0
うち有価証券	246	145	391	105	△ 110	△ 5
支払利息	23	△ 62	△ 39	1	△ 41	△ 40
うち預金積金	20	△ 56	△ 35	1	△ 36	△ 35
うち借用金	4	△ 8	△ 5	△ 4	△ 1	△ 5

（注）1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

預金

預金積金及び譲渡性預金平均残高

単位：百万円

	平成25年度	平成26年度
流動性預金	238,855	251,492
うち有利息預金	210,647	221,698
定期性預金	435,709	424,491
うち固定金利定期預金	423,046	411,347
うち変動金利定期預金	29	28
その他	2,495	2,440
計	677,060	678,423
譲渡性預金	—	—
合計	677,060	678,423

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金　固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金　変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

定期預金残高

単位：百万円

	平成25年度	平成26年度
定期預金	399,690	397,673
固定金利定期預金	399,634	397,619
変動金利定期預金	29	27
その他	27	26

預金者別預金残高

単位：百万円、%

	平成25年度		平成26年度	
	預金残高	構成比	預金残高	構成比
個人	563,134	84.4	563,584	83.3
一般法人	94,808	14.2	103,251	15.2
金融機関	3,500	0.5	3,810	0.5
公金	5,742	0.8	5,496	0.8
合計	667,185	100.0	676,142	100.0

1店舗当り・職員1人当り預金残高

単位：百万円

	平成25年度	平成26年度
1店舗当りの預金残高	15,163	15,724
職員1人当りの預金残高	971	1,006

貸出金

貸出金平均残高

単位：百万円

	平成25年度	平成26年度
手形貸付	18,723	20,477
証書貸付	304,680	311,187
当座貸越	15,111	14,645
割引手形	4,998	5,034
合計	343,513	351,345

貸出金残高

単位：百万円

	平成25年度	平成26年度
貸出金	355,203	363,428
うち変動金利	218,564	223,481
うち固定金利	136,638	139,946

貸出金使途別残高

単位：百万円、%

	平成25年度		平成26年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	192,532	54.2	194,415	53.4
運転資金	162,671	45.7	169,013	46.5
合計	355,203	100.0	363,428	100.0

貸出金業種別内訳

単位：百万円、%

業種区分	平成25年度			平成26年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	590	33,791	9.5	626	35,472	9.7
農業、林業	17	189	0.0	18	191	0.0
漁業	62	1,334	0.3	61	1,339	0.3
鉱業、採石業、砂利採取業	5	112	0.0	4	79	0.0
建設業	739	13,809	3.8	768	15,601	4.2
電気・ガス・熱供給・水道業	6	69	0.0	9	208	0.0
情報通信業	20	392	0.1	21	402	0.1
運輸業、郵便業	207	19,252	5.4	211	18,710	5.1
卸売業、小売業	678	23,475	6.6	677	23,618	6.4
金融業、保険業	21	5,159	1.4	20	5,018	1.3
不動産業	673	63,360	17.8	718	67,274	18.5
物品賃貸業	14	2,444	0.6	12	2,357	0.6
学術研究、専門・技術サービス業	83	1,752	0.4	90	1,591	0.4
宿泊業	22	2,104	0.5	21	2,035	0.5
飲食業	160	2,629	0.7	169	2,639	0.7
生活関連サービス業、娯楽業	146	5,310	1.4	166	5,903	1.6
教育、学習支援業	13	365	0.1	17	530	0.1
医療、福祉	131	15,492	4.3	134	15,115	4.1
その他のサービス	229	6,326	1.7	256	6,459	1.7
小計	3,816	197,375	55.5	3,998	204,551	56.2
地方公共団体	15	45,072	12.6	15	46,151	12.6
個人	26,159	112,756	31.7	26,011	112,726	31.0
合計	29,990	355,203	100.0	30,024	363,428	100.0

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金及び債務保証見返の担保別残高

単位：百万円

	貸出金		債務保証見返	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
当金庫預金積金	6,493	6,746	104	170
有価証券	4	7	—	—
動産	2,343	3,080	—	—
不動産	112,502	106,047	715	544
その他	59	—	—	—
計	121,403	115,881	820	714
信用保証協会・信用保険	33,433	37,126	—	—
保証	37,239	45,655	0	0
信用	163,127	164,765	238	308
合計	355,203	363,428	1,058	1,023

預貸率

単位：百万円、%

		平成25年度	平成26年度
貸出金（A）		355,203	363,428
預金（B）		667,185	676,142
預貸率	（A／B）	53.23	53.75
	期中平均	50.73	51.78

消費者ローン・住宅ローン残高

単位：百万円

	平成25年度	平成26年度
消費者ローン	15,564	15,850
住宅ローン	96,123	95,809

代理貸付残高

単位：百万円

	平成25年度	平成26年度
信金中央金庫	697	680
日本政策金融公庫	50	34
住宅金融支援機構	6,850	5,772
福祉医療機構	669	553
その他	158	144
合計	8,427	7,186

1店舗当り・職員1人当り貸出金残高

単位：百万円

	平成25年度	平成26年度
1店舗当りの貸出金残高	8,072	8,451
職員1人当りの貸出金残高	517	540

貸倒引当金内訳

単位：百万円

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成25年度	2,739	2,583	—	2,739	2,583
	平成26年度	2,583	1,405	—	2,583	1,405
個別貸倒引当金	平成25年度	11,639	7,577	3,474	8,164	7,577
	平成26年度	7,577	6,650	530	7,046	6,650
合計	平成25年度	14,378	10,160	3,474	10,904	10,160
	平成26年度	10,160	8,056	530	9,630	8,056

貸出金償却額

単位：百万円

	平成25年度	平成26年度
貸出金償却	0	16

不良債権

リスク管理債権の引当・保全状況

単位：百万円、%

区分		残高（A）	担保・保証（B）	貸倒引当金（C）	保全率（B+C）／A
破綻先債権	平成25年度	162	73	88	100.0
	平成26年度	219	149	70	100.0
延滞債権	平成25年度	17,308	8,178	7,360	89.7
	平成26年度	14,592	6,819	6,476	91.1
3カ月以上延滞債権	平成25年度	—	—	—	—
	平成26年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成25年度	4,706	776	808	33.6
	平成26年度	4,328	587	637	28.2
合計	平成25年度	22,177	9,029	8,257	77.9
	平成26年度	19,140	7,555	7,184	77.0

（注）1．破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、法的又は形式的な経営破綻（破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分）となっている債務者に対する貸出金です。
2．延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。
3．3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4．貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5．担保・保証額とは、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6．貸倒引当金は、リスク管理債権に対する個別貸倒引当金と一般貸倒引当金の合計金額で、貸借対照表に記載されている金額とは異なります。
7．保全率は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法開示債権額及び同債権に対する保全状況

単位：百万円、%

区分		開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による回収見込額（C）	貸倒引当金 (D)	保全率 (B)／(A)	引当率 (D)／(A−C)
金融再生法上の不良債権	平成25年度	22,262	17,357	9,034	8,322	77.9	62.9
	平成26年度	19,208	14,807	7,559	7,248	77.0	62.2
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成25年度	4,863	4,863	2,273	2,590	100.0	100.0
	平成26年度	3,740	3,740	1,737	2,002	100.0	100.0
危険債権	平成25年度	12,691	10,908	5,984	4,924	85.9	73.4
	平成26年度	11,139	9,842	5,234	4,607	88.3	78.0
要管理債権	平成25年度	4,706	1,585	776	808	33.6	20.5
	平成26年度	4,328	1,224	587	637	28.2	17.0
正常債権	平成25年度	334,817					
	平成26年度	346,039					
合計	平成25年度	357,079					
	平成26年度	365,247					

（注）1．破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権（以下、「破産更生債権等」という。）です。
2．危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
3．要管理債権とは、自己査定において要注意に区分された債務者に対する債権のうち、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。
4．正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、破産更生債権等、危険債権、要管理債権以外の債権をいいます。
5．貸倒引当金は、開示債権額に対して引当計上した金額で、貸借対照表に記載されている金額とは異なります。

証券業務

商品有価証券・有価証券の残高・平均残高

単位：百万円

	平成25年度		平成26年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
商品有価証券	—	—	—	—
有価証券	215,241	215,486	236,577	225,868
国債	6,327	8,447	5,539	6,000
地方債	49,300	40,020	66,085	58,281
短期社債	—	—	—	—
社債	146,825	154,659	141,397	143,076
株式	2,293	2,589	2,666	1,958
外国証券	3,505	3,571	3,883	3,396
その他の証券	6,990	6,197	17,004	13,155
合計	215,241	215,486	236,577	225,868

有価証券の種類別の残存期間別残高

単位：百万円

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	平成25年度	865	1,159	1,362	0	614	2,324	—	6,327
	平成26年度	602	1,900	9	—	625	2,401	—	5,539
地方債	平成25年度	304	2,175	2,383	4,445	39,991	—	—	49,300
	平成26年度	—	2,169	5,955	3,263	54,386	311	—	66,085
短期社債	平成25年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成26年度	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	平成25年度	8,986	45,166	50,628	16,542	24,496	1,003	—	146,825
	平成26年度	21,676	47,776	35,992	5,600	27,677	2,673	—	141,397
株式	平成25年度	—	—	—	—	—	—	2,293	2,293
	平成26年度	—	—	—	—	—	—	2,666	2,666
外国証券	平成25年度	503	301	508	699	—	1,491	—	3,505
	平成26年度	—	808	699	—	324	2,051	—	3,883
その他の証券	平成25年度	—	717	463	—	4,738	—	1,070	6,990
	平成26年度	892	1,857	1,574	25	11,741	—	912	17,004

預証率

単位：百万円、%

		平成25年度	平成26年度
有価証券	（A）	215,241	236,577
預金	（B）	667,185	676,142
預証率	（A／B）	32.26	34.98
	期中平均	31.82	33.29

有価証券の時価情報

1．売買目的有価証券
該当するものはありません。

2．満期保有目的の債券で時価のあるもの

単位：百万円

	種類	平成25年度			平成26年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	949	982	32	949	970	20
	その他	1,303	1,391	87	1,000	1,117	116
	小計	2,253	2,373	120	1,950	2,087	136
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合計		2,253	2,373	120	1,950	2,087	136

（注）1．時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2．上記の「その他」は、外国証券です。

3．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの
該当するものはありません。

4．その他有価証券で時価のあるもの

単位：百万円

	種類	平成25年度			平成26年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,668	1,370	298	2,483	1,747	736
	債券	186,679	183,257	3,421	207,101	202,249	4,852
	国債	6,327	6,169	157	5,539	5,302	237
	地方債	40,754	39,867	886	65,485	63,524	1,961
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	139,597	137,219	2,377	136,076	133,422	2,653
	その他	7,956	7,751	205	13,697	12,569	1,128
	小計	196,304	192,379	3,925	223,282	216,565	6,717
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	503	541	△38	61	78	△17
	債券	14,824	14,941	△116	4,970	5,029	△59
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	8,545	8,569	△23	599	599	△0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	6,278	6,371	△93	4,370	4,429	△59
	その他	1,171	1,195	△23	6,108	6,718	△610
	小計	16,498	16,678	△179	11,140	11,827	△687
合計		212,803	209,057	3,745	234,423	228,393	6,029

（注）1．貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2．上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3．時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

5．時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

単位：百万円

	平成25年度	平成26年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	41	41
関連法人等株式	—	—
非上場株式	80	80
組合出資金	63	81
合計	185	203

金銭信託の時価情報

1．運用目的の金銭の信託

該当するものはありません。

2．満期保有目的の金銭の信託

該当するものはありません。

3．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当するものはありません。

公共債引受額

単位：百万円

	平成25年度	平成26年度
政府保証債	652	472

公共債窓口販売実績

単位：百万円

	平成25年度	平成26年度
販売実績	361	271

デリバティブ取引の状況

1．金利関連取引

単位：百万円

	平成25年度				平成26年度			
	契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
金利スワップ　受取変動・支払固定	1,020	579	△16	△16	375	375	△7	△7

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
なお、金利スワップの特例処理が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2．時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2．通貨関連取引

単位：百万円

		平成25年度				平成26年度			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
為替予約	売建	5	—	5	0	3	—	3	△0
	買建	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）1．上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
2．時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

3．株式・債券・商品・クレジットデリバティブ関連取引

該当するものはありません。

外国為替業務

外国為替取扱高

単位：千米ドル

	平成25年度	平成26年度
貿易取引	9,554	16,813
貿易外取引	31,358	25,118
外貨両替	879	434

外貨建資産残高

単位：千米ドル

	平成25年度	平成26年度
外貨建資産残高	4,593	2,566

自己資本の充実の状況

■ 自己資本比率の状況

自己資本比率は、金融機関の財務の健全性をみるうえで最も代表的かつ重要な指標です。平成27年3月期の当金庫の自己資本比率は13.06%と、国内業務のみを行う金融機関に必要とされる基準の4%を大幅に上回っています。

■ 自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率

単位：百万円

項目	平成25年度	経過措置による不算入額	平成26年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目　（1）				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	35,913		38,102	
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,015		3,015	
うち、利益剰余金の額	33,032		35,225	
うち、外部流出予定額（△）	119		118	
うち、上記以外に該当するものの額	△14		△19	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,583		1,405	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,583		1,405	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,681		1,510	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	40,178		41,018	
コア資本に係る調整項目　（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	313	49	199
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	313	49	199
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	37	151
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	377	74	299
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	—		162	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	40,178		40,856	
リスク・アセット等　（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	292,862		292,995	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△2,099		△2,146	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	313		199	
うち、繰延税金資産	—		151	
うち、前払年金費用	377		299	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△6,526		△6,526	
うち、上記以外に該当するものの額	3,736		3,729	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	20,325		19,671	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	313,188		312,666	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	12.82%		13.06%	

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。平成25年度の計数について、「信用リスク・アセットの額の合計額」の内訳の額を一部修正しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

■ 自己資本の充実度に関する事項

単位：百万円

	平成25年度		平成26年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ．信用リスクアセット、所要自己資本の額の合計	292,862	11,714	292,995	11,719
Ⅰ．標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	294,959	11,798	295,127	11,805
①ソブリン向け	1,124	44	1,039	41
②金融機関等向け	35,299	1,411	32,815	1,312
③法人等向け	90,053	3,602	92,938	3,717
④中小企業等向け及び個人向け	74,005	2,960	76,331	3,053
⑤抵当権付住宅ローン	9,816	392	8,647	345
⑥不動産取得等事業者向け	55,008	2,200	58,456	2,338
⑦三月以上延滞等	1,629	65	496	19
⑧信用保証協会等による保証付	1,724	68	1,769	70
⑨出資等	2,110	84	2,048	81
⑩その他	24,187	967	20,584	823
Ⅱ．証券化エクスポージャー	—	—	—	—
Ⅲ．経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	4,427	177	4,380	175
Ⅳ．他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 6,526	△ 261	△ 6,526	△ 261
Ⅴ．ＣＶＡリスク相当額を８％で除して得た額	2	0	8	0
Ⅵ．中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	6	0
ロ．オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額	20,325	813	19,671	786
ハ．単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	313,188	12,527	312,666	12,506

（注）1．所要自己資本の額＝リスクアセット× 4％
2．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3．「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会及び農業信用基金協会のことです。
4．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関等向け」、「法人等向け」においてリスクウェイトが１５０％になったエクスポージャーのことです。
5．当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。
6．単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額× 4％
7．平成25年度の計数について、イの内訳の額を一部修正しております。

〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉
$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分に保っています。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しています。一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えています。なお、事業計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

〔 用 語 の 説 明 〕

リスク・アセット
リスクを有する資産(貸出金や有価証券等)をリスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額のことです。

所要自己資本額
リスク・アセットの合計× 4％ (自己資本比率規制における国内基準)

エクスポージャー
資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

ソブリン
中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会及び農業信用基金協会のことです。

三月以上延滞等
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関等向け」、「法人等向け」においてリスクウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

自己資本
出資金・利益準備金・特別積立金・一般貸倒引当金等で構成されます。

自己資本比率
自己資本の総額÷（信用リスク・アセット＋オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額）

■ 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

単位：百万円

エクスポージャー区分 ／ 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
国内	719,266	745,211	355,652	364,062	199,149	208,229	8	28	1,824	1,037
国外	3,473	3,846	—	—	3,473	3,846	—	—	—	—
地域別合計	722,740	749,058	355,652	364,062	202,623	212,075	8	28	1,824	1,037
製造業	53,746	53,826	34,435	36,111	18,550	16,850	—	—	475	92
農業、林業	310	312	305	308	—	—	—	—	—	—
漁業	1,502	1,461	1,502	1,461	—	—	—	—	26	—
鉱業、採石業、砂利採取業	114	79	112	79	—	—	—	—	16	—
建設業	16,745	18,614	15,965	17,835	700	700	—	—	64	58
電気・ガス・熱供給・水道業	11,300	10,236	95	231	10,999	9,799	—	—	—	—
情報通信業	2,251	1,972	431	453	1,699	1,399	—	—	—	—
運輸業、郵便業	24,194	23,403	19,584	19,037	4,499	4,299	—	—	193	182
卸売業、小売業	29,354	29,206	24,648	24,750	4,199	3,999	—	—	376	102
金融・保険業	200,487	194,623	5,426	5,275	56,259	54,329	4	3	2	2
不動産業	68,772	72,506	65,712	69,718	2,499	2,299	—	—	43	40
物品賃貸業	2,733	2,639	2,451	2,362	200	200	—	—	0	—
学術研究、専門・技術サービス業	2,363	2,179	2,163	1,968	200	200	—	—	0	—
宿泊業	2,114	2,043	2,114	2,043	—	—	—	—	9	9
飲食業	3,249	3,267	3,238	3,258	—	—	—	—	201	196
生活関連サービス業、娯楽業	6,270	6,853	6,269	6,852	—	—	—	—	159	131
教育、学習支援業	442	600	442	600	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	16,388	15,974	16,315	15,943	—	—	—	—	17	17
その他のサービス	6,359	6,465	6,307	6,414	—	—	—	—	44	45
国・地方公共団体等	147,935	164,195	45,120	46,198	102,814	117,997	—	—	—	—
個人	102,371	102,496	102,359	102,486	—	—	—	—	190	145
その他	23,733	36,098	650	671	—	—	3	24	—	12
業種別合計	722,740	749,058	355,652	364,062	202,623	212,075	8	28	1,824	1,037
1年以下	120,249	152,387	50,123	53,439	10,611	22,210	3	24		
1年超3年以下	150,783	139,711	25,778	29,158	48,231	52,092	0	0		
3年超5年以下	98,103	82,844	43,178	39,244	54,034	41,590	0	—		
5年超7年以下	53,904	43,961	32,946	35,469	20,859	8,450	—	—		
7年超10年以下	109,974	131,898	41,040	40,348	64,164	80,570	0	0		
10年超	165,236	171,420	159,868	163,764	4,722	7,159	2	2		
期間の定めのないもの	24,488	26,834	2,715	2,637	—	—	—	—		
残存期間別合計	722,740	749,058	355,652	364,062	202,623	212,075	8	28		

（注）1．オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除きます。
2．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3．上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
具体的には、現金、固定資産などが含まれます。
4．ＣＶＡリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスクウェイトとは、自己資本比率を算出する際のリスクアセット額（算式の分母に相当）を求めるために使用する掛目のことです。当金庫は、標準的手法を採用しており、保有する資産の一部（有価証券等）のリスクウェイトの判定に使用する格付機関は、以下の4社です。

1．格付投資情報センター　2．日本格付研究所　3．スタンダード＆プアーズ　4．ムーディーズ

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

単位：百万円

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成25年度	2,739	2,583	—	2,739	2,583
	平成26年度	2,583	1,405	—	2,583	1,405
個別貸倒引当金	平成25年度	11,639	7,577	3,474	8,164	7,577
	平成26年度	7,577	6,650	530	7,046	6,650
合計	平成25年度	14,378	10,160	3,474	10,904	10,160
	平成26年度	10,160	8,056	530	9,630	8,056

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

単位：百万円

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中の増減額		期末残高			
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
製造業	3,719	1,258	△ 2,461	135	1,258	1,393	—	15
農業、林業	12	11	△ 1	△ 1	11	10	—	—
漁業	12	17	4	△ 2	17	14	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	45	3	△ 42	△ 3	3	—	—	—
建設業	607	474	△ 132	△ 330	474	144	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	4	4	△ 0	△ 0	4	4	—	—
運輸業、郵便業	1,183	965	△ 217	△ 52	965	912	—	—
卸売業、小売業	2,011	1,532	△ 479	△ 69	1,532	1,462	—	—
金融業、保険業	88	75	△ 13	△ 7	75	68	—	—
不動産業	1,265	1,170	△ 95	△ 339	1,170	831	—	—
物品賃貸業	37	0	△ 37	△ 0	0	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	190	—	△ 190	—	—	—	—	—
宿泊業	881	847	△ 33	△ 78	847	768	—	—
飲食業	173	107	△ 65	△ 5	107	102	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	286	143	△ 142	△ 3	143	140	—	0
教育、学習支援業	4	4	△ 0	△ 0	4	4	—	—
医療、福祉	365	347	△ 17	△ 17	347	330	—	—
その他サービス	200	172	△ 28	△ 42	172	129	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	547	439	△ 107	△ 106	439	332	0	0
合計	11,639	7,577	△ 4,062	△ 926	7,577	6,650	0	16

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位：百万円

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成25年度		平成26年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	161,829	—	193,990
10%	—	29,385	—	28,916
20%	11,599	181,297	10,499	167,981
35%	—	28,509	—	25,107
50%	33,499	585	30,599	662
75%	—	115,828	—	121,818
100%	8,235	151,176	8,389	161,028
150%	—	794	—	65
250%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	722,740		749,058	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、ＣＶＡリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■ 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位：百万円

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジットデリバティブ	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	6,049	6,526	80,346	83,359	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫は、与信審査にあたり、担保又は保証に過度に依存することなく、資金使途、返済原資、財務内容及び経営者の経営手腕等、様々な観点から判断を行っておりますが、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合は、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約をいただくなど適切な取扱いに努めています。

当金庫が取扱う担保には当金庫預金積金・有価証券・不動産等、また保証には人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等がありますが、その手続については、当金庫が定める「担保評価基準書」及び「事務取扱要領」等により、適正な担保評価及び適切な事務取扱を行っています。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める「事務取扱要領」等により、適切な取扱いを行っています。

バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、預金積金担保・上場株式等の適格金融資産担保、保証、未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、地方公共団体保証は政府保証と同様、その他保証会社等による保証は適格格付機関による格付により判定しています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫は、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っています。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引、金利関連取引として金利スワップ取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしています。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っていません。その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供をする必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、全く心配ありません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理を行っています。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

単位：百万円

	平成25年度	平成26年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
Ⅰ. 派生商品取引合計	8	28	8	28
①外国為替関連取引	3	24	3	24
②金利関連取引	4	3	4	3
Ⅱ. 長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	8	28	8	28

(注) 1. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。
2. 保有する投資信託の裏付資産のうち「派生商品取引」に該当する資産を含みます。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化は、一般的に証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫においては、有価証券等投資の一環として証券を購入しています。購入にあたっては投資対象を一定の信用力を有するものに限定し、適正な運用・管理を行っています。

1．オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当するものはありません。

2．投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポージャーの額

a.証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

該当するものはありません。

b.再証券化エクスポージャー

該当するものはありません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスクウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a.証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

該当するものはありません。

b.再証券化エクスポージャー

該当するものはありません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無	なし

④証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用に算出される信用リスク･アセットの額

該当するものはありません。

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額及び時価等

単位：百万円

区分	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	2,171	2,171	2,556	2,556
非上場株式等	2,320	—	2,314	—
合計	4,492	2,171	4,871	2,556

（注）1．「時価」は、当期末における市場価格等に基づいておりますが、「非上場株式等」は時価評価されておりません。
2．「上場株式等」には、投資信託の裏付資産のうち「出資等エクスポージャー」に該当するものが含まれます。
3．「非上場株式等」には、非上場株式のほか信金中央金庫出資金、投資事業有限責任組合出資持分等が含まれます。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単位：百万円

	平成25年度	平成26年度
売却益	510	53
売却損	—	—
償却	—	—

（注）投資信託等の裏付資産のうち出資等エクスポージャーに該当するものは含みません。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

単位：百万円

	平成25年度	平成26年度
評価損益	259	718

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

単位：百万円

	平成25年度	平成26年度
評価損益	—	—

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、株式関連投資信託、その他投資事業組合への出資金が該当します。そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会、リスク管理委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けています。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用基準」や「資金運用細則」に基づいた厳格な運用・管理を行っています。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」及び、当金庫が定める「有価証券の会計処理要領」「金融商品の時価算定要領」等に従った、適正な処理を行っています。

■ 金利リスクに関する事項

金利リスクに関する事項は18ページをご覧ください。

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル･リスクに関する事項は17ページをご覧ください。

役職員の報酬体系

対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1．報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫は、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a．決定方法　b．支払手段　c．決定時期と支払時期

2．平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

単位：百万円

	支払総額
対象役員に対する報酬等	157

（注）1．対象役員に該当する理事は８名、監事は１名です（期中に退任した者を含む）。
2．上記の内訳は、「基本報酬」131百万円、「賞与」4百万円、「退職慰労金」21百万円となっております。
なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3．使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

3．その他

「信用金庫法施行規則第132条第１項第６号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年３月29日付金融庁告示第22号）第３条第１項第３号及び第５号並びに第２項第３号及び第５号に該当する事項はありませんでした。

対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1．対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2．「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち当金庫の連結総資産に対して２%以上の資産を有する会社等をいいます。
3．「同等額」は、平成26年度に対象役員に支払った報酬等（期中の退任者、就任者を除く）の平均額としております。
4．平成26年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

連結会計等

当金庫グループの主要な事業の概要

当金庫グループは、当金庫、子会社３先、子法人等3先で構成され、信用金庫業務を中心に、金融サービスを提供しております。

当金庫グループ組織図

（平成27年３月末現在）

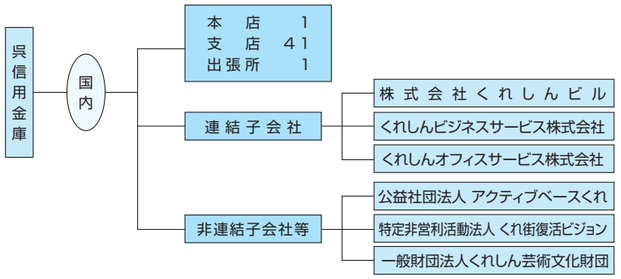

当金庫の子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当金庫議決権比率	子会社等の議決権比率
株式会社くれしんビル	呉市本通2−2−15	不動産の賃貸業務、寮管理業務、清掃業務、物品広告業務	昭和23年5月25日	1,400万円	100.0%	—
くれしんビジネスサービス株式会社	呉市本通2−2−15	集配業務、ＡＴＭ管理業務、事務用度品管理業務、印刷業務	昭和61年4月1日	1,000万円	100.0%	—
くれしんオフィスサービス株式会社	呉市本通2−2−15	事務処理業務	平成19年4月2日	1,000万円	100.0%	—
公益社団法人アクティブベースくれ	呉市本通2−2−15	助成金の交付事業	平成22年4月1日	—	—	—
特定非営利活動法人くれ街復活ビジョン	呉市中通3−3−17	空き家・空き店舗の再生・利活用促進事業	平成22年5月14日	—	—	—
一般財団法人くれしん芸術文化財団	呉市本通2−2−15	地域の文化・芸術等の振興・支援に関する事業	平成27年2月20日	—	—	—

事業の概要

当連結会計年度の業績は下記のとおりとなりました。

預金積金の期末残高は、前期比89億17百万円増加して6,758億84百万円となり、貸出金の期末残高は前期比83億8百万円増加して3,620億95百万円となりました。

損益状況は、貸出金、有価証券及び預け金の利回低下により資金運用収益が前期比2億95百万円減収となったものの、貸倒引当金戻入益等の臨時収益が増加したことで、経常収益は前期比96百万円の減少にとどまり、132億49百万円となりました。一方、経常費用は与信費用の減少や経費削減に努めたことにより、前期比4億58百万円減少し97億25百万円となりました。

以上の結果、経常利益は前期比3億61百万円増加し35億24百万円となりましたが、当期純利益は繰延税金資産を大幅に圧縮した結果、前期比2億79百万円減益の23億27百万円となりました。

なお、連結自己資本比率は、前期比0.24ポイント上昇し13.15%となりました。

5連結会計年度における主要な経営指標の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益（千円）	13,772,898	13,871,212	13,232,655	13,345,767	13,249,454
連結経常利益（△は連結経常損失）（千円）	792,581	△1,811,146	1,259,054	3,162,351	3,524,154
連結当期純利益（△は連結当期純損失）（千円）	1,056,384	△2,335,603	781,764	2,606,930	2,327,747
連結純資産額（百万円）	38,546	36,768	39,651	41,714	45,576
連結総資産額（百万円）	693,224	696,056	707,072	720,178	744,454
連結自己資本比率（%）	11.62	11.29	11.81	12.91	13.15

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度以前においては旧告示に基づく開示、平成25年度以降においては新告示に基づく開示を行っております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外の事業を一部営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

連結貸借対照表

単位：百万円

科目	平成25年度（平成26年3月31日現在）	平成26年度（平成27年3月31日現在）	科目	平成25年度（平成26年3月31日現在）	平成26年度（平成27年3月31日現在）
（資産の部）			（負債の部）		
現金及び預け金	142,576	137,830	預金積金	666,966	675,884
買入手形及びコールローン	287	186	借用金	5,308	16,923
有価証券	215,200	236,536	その他負債	2,375	2,330
貸出金	353,786	362,095	賞与引当金	408	400
外国為替	157	97	退職給付に係る負債	1,080	1,089
その他資産	3,672	3,409	役員退職慰労引当金	113	111
有形固定資産	10,943	10,546	睡眠預金払戻損失引当金	99	64
建物	3,256	3,048	再評価に係る繰延税金負債	1,052	1,050
土地	6,807	6,807	債務保証	1,058	1,023
リース資産	232	149	負債の部合計	678,463	698,877
その他の有形固定資産	647	541	（純資産の部）		
無形固定資産	314	249	出資金	3,015	3,015
ソフトウェア	257	193	利益剰余金	33,311	35,524
その他の無形固定資産	56	56	処分未済持分	△15	△20
退職給付に係る資産	377	374	会員勘定合計	36,311	38,520
繰延税金資産	1,958	161	その他有価証券評価差額金	2,719	4,377
債務保証見返	1,058	1,023	土地再評価差額金	2,684	2,679
貸倒引当金	△10,155	△8,056	評価・換算差額等合計	5,403	7,056
資産の部合計	720,178	744,454	純資産の部合計	41,714	45,576
			負債及び純資産の部合計	720,178	744,454

連結損益計算書

単位：百万円

科目	平成25年度	平成26年度
経常収益	13,345	13,249
資金運用収益	10,092	9,796
貸出金利息	7,441	7,223
預け金利息	413	331
買入手形利息及びコールローン利息	0	0
有価証券利息配当金	2,170	2,174
その他の受入利息	66	66
役務取引等収益	1,178	1,166
その他業務収益	331	176
その他経常収益	1,743	2,108
貸倒引当金戻入益	742	1,568
償却債権取立益	296	310
その他の経常収益	704	229
経常費用	10,183	9,725
資金調達費用	848	807
預金利息	783	749
給付補填備金繰入額	8	7
借用金利息	49	44
その他の支払利息	6	6
役務取引等費用	868	892
その他業務費用	260	33
経費	8,147	7,911
その他経常費用	58	80
経常利益	3,162	3,524
特別利益	175	1
その他の特別利益	175	1
特別損失	324	2
固定資産処分損	14	2
減損損失	310	—
税金等調整前当期純利益	3,013	3,523
法人税、住民税及び事業税	45	26
法人税等調整額	360	1,168
法人税等合計	406	1,195
当期純利益	2,606	2,327

連結剰余金計算書

単位：百万円

科目	平成25年度	平成26年度
（利益剰余金の部）		
利益剰余金期首残高	30,693	33,311
利益剰余金増加高	2,727	2,332
当期純利益	2,606	2,327
土地再評価差額金取崩額	120	4
利益剰余金減少高	108	119
配当金	108	119
利益剰余金期末残高	33,311	35,524

平成27年3月期連結貸借対照表・連結損益計算書の注記事項

（連結貸借対照表に関する注記）

注１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

２．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社、子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

３．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております（特例処理の金利スワップを除く）。

４．当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年４月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　3年 ～ 50年
その他　3年 ～ 20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

５．無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

６．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

７．当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

８．当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,873百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

9．賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

10．退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（平成26年3月31日現在）

年金資産の額　1,549,255百万円

最低責任準備金の額との合計額（注）1,738,223百万円

差引額　△188,974百万円

（注）前連結会計年度においては「年金財政計算上の給付債務の額」と掲記していた項目であります。

② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成26年3月31日現在）

0.7315%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高210,459百万円及び別途積立金21,485百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金120百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

11．役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12．睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

13．一部の貸出金について、金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を行っており、これについては、一部金利スワップの特例処理を適用しております。

14．当金庫の消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。連結される子会社の会計処理は、税抜き方式によっております。

15．当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額777百万円

16．有形固定資産の減価償却累計額 11,659百万円

17．有形固定資産の圧縮記帳額1,032百万円

18．貸出金のうち、破綻先債権額は219百万円、延滞債権額は14,592百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,328百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は19,140百万円であります。

なお、18．から21．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は5,254百万円であります。

23．担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、公金取扱等の取引の担保として、有価証券10,558百万円及び預け金19,006百万円を差し入れております。

24．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成11年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める方法（地価税の課税価格の計算を基礎とした土地の価額を算出する方法）に合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額△3,009百万円

25．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は450百万円であります。

26．出資一口当たりの純資産額760円82銭

27．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）をしております。

その一環として、デリバティブ取引も行っております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはＡＬＭの一環で行っている金利スワップ取引があります。

当グループでは、一部の貸出金について、金利変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を行っており、これについては、金利スワップの特例処理を適用しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当グループは、クレジットポリシー及びリスク管理規程等に従い、貸出金について、与信審査、与信限度額、金利の設定、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資グループ、与信統括グループにより行われ、また、定期的に経営陣による審査会やリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、内部統制グループがチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、財務企画グループ及び内部統制グループにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

（ｉ）金利リスクの管理

当グループは、ＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しています。

リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ＡＬＭ委員会において協議されたＡＬＭに関する方針に基づき、リスク管理委員会において実施状況の把握、確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には財務企画グループにおいて金融資産や負債の金利や期間を総合的に把握し、内部統制グループにおいてギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次、四半期ベースでリスク管理委員会に報告しています。

なお、ＡＬＭにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引も行なっています。

（ii）為替リスクの管理

当グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、為替予約等を利用し、振当処理を行っております。

（iii）価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ＡＬＭ委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準に従い行われております。

このうち、財務企画グループでは、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

財務企画グループで保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や投資先の財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は財務企画グループを通じ、理事会、ＡＬＭ委員会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

（iv）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取扱要領に基づき実施されております。

（v）市場リスクに係る定量的情報

当グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」、「デリバティブ取引」（金利スワップ取引）であります。

当グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間１年、過去５年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、当連結会計年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、2,325百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当グループは、ＡＬＭを通して、適時に資金管理を行うことによって、流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

28．金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
（１） 現金及び預け金（＊１）	132,132	132,581	448
（２） 有価証券　（＊１）	236,373	236,510	136
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	1,950	2,087	136
その他有価証券	234,423	234,423	—
（３） 貸出金　（＊１）	362,095		
貸倒引当金　（＊２）	△8,056		
	354,039	363,471	9,432
金融資産計	722,545	732,563	10,017
（１） 預金積金　（＊１）	675,884	676,470	586
（２） 借用金　（＊１）	16,923	17,316	393
金融負債計	692,807	693,787	979
デリバティブ取引　（＊３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(7)	(7)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	(28)	(28)
デリバティブ取引計	(7)	(35)	(28)

（＊１） 現金及び預け金、私募債、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（＊２） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊３） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引及び特例処理を適用している金利スワップを一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

（注１）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

（１）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

（２）有価証券

株式は取引所の価格、債券は売買参考統計値、JSプライス又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された基準価格によっております。

自金庫保証付私募債は、以下の①又は②の合計額から、自金庫保証付私募債に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来のキャッシュフローの見積りが困難な債権については取得価額

② ①以外のうち、固定金利によるものは自金庫保証付私募債の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29．から32．に記載しております。

（３）貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

（１）預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、SWAP）を用いております。

（２）借用金

借用金は、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約等）であり、取引金融機関から提示された価格、割引現在価値により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊１）	80
組合出資金（＊２）	81
合　計	162

（＊１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預け金	75,619	56,513	—	—
有価証券	23,163	98,695	103,620	7,437
満期保有目的の債券	350	1,600	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	22,813	97,095	103,620	7,437
貸出金（＊）	71,464	112,933	75,377	83,050
合　計	170,247	268,141	178,997	90,487

（＊）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注４）借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
預金積金（＊）	589,452	86,223	51	158
借用金	5,375	9,606	1,121	820
合　計	594,827	95,829	1,172	978

（＊）預金積金のうち、要求払預金は「１年以内」に含めております。

29．有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、32．まで同様であります。

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	949	970	20
	その他	1,000	1,117	116
	小計	1,950	2,087	136
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		1,950	2,087	136

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	評価差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,483	1,747	736
	債券	207,101	202,249	4,852
	国債	5,539	5,302	237
	地方債	65,485	63,524	1,961
	短期社債	—	—	—
	社債	136,076	133,422	2,653
	その他	13,697	12,569	1,128
	小計	223,282	216,565	6,717
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	61	78	△17
	債券	4,970	5,029	△59
	国債	—	—	—
	地方債	599	599	△0
	短期社債	—	—	—
	社債	4,370	4,429	△59
	その他	6,108	6,718	△610
	小計	11,140	11,827	△687
合計		234,423	228,393	6,029

30．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

31．当連結会計年度中に売却したその他有価証券

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	191	53	—
債券	17,329	87	25
国債	500	1	—
地方債	7,935	37	22
短期社債	—	—	—
社債	8,893	47	2
その他	—	—	—
合計	17,520	140	25

32．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得価額に比べて著しく下落しており、時価が取得価額まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度に減損処理を行った有価証券はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価額に対し50%以上下落している状態にあること、又は30%以上下落し回復の見込みがない状態にあることです。

33．運用目的の金銭の信託

該当ありません。

34．満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

35．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

36．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、35,002百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが17,217百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37．当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△2,249 百万円
年金資産（時価）	1,450
未積立退職給付債務	△799
未認識数理計算上の差異	71
未認識過去勤務費用	11
連結貸借対照表計上額の純額	△715
退職給付に係る資産	374
退職給付に係る負債	△1,089

38．会計方針の変更

（「退職給付に関する会計基準」等の適用）

企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（以下、「退職給付会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法をデュレーションアプローチ方式へ変更しております。

なお、退職給付会計基準等の適用による当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

39．表示方法の変更

（退職給付関係）

退職給付適用指針の改正に伴い、複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記の表示方法を変更しております。

なお、当該表示方法の変更による影響は10①に記載しております。

（連結損益計算書に関する注記）

注１．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

２．出資１口当たり当期純利益金額 39円20銭

自己資本の充実の状況（連結）

■ 連結の範囲に関する次に掲げる事項

1．自己資本比率告示第３条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

相違点はございません。

2．連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社の名称及び主要な業務の内容は次の通りです。

名　　称	主要な業務の内容
株式会社くれしんビル	不動産の賃貸業務、寮管理業務、清掃業務、物品広告業務
くれしんビジネスサービス株式会社	集配業務、ＡＴＭ管理業務、事務用度品管理業務、印刷業務
くれしんオフィスサービス株式会社	事務処理業務

3．自己資本比率告示第７条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

該当ございません。

4．自己資本比率告示第６条第１項第２号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

該当ございません。

5．信用金庫法（昭和26年法律第238号。以下この号において「法」という。）第54条の21第１項第１号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの及び同項第２号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

該当ございません。

6．連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要

該当ございません。

■ 自己資本比率告示第６条第１項第２号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社（資本控除となる非連結子会社等）のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ございません。

■ 自己資本の構成に関する事項

連結自己資本比率

単位：百万円

項　　目	平成25年度	経過措置による不算入額	平成26年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目　（1）				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	36,191		38,400	
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,015		3,015	
うち、利益剰余金の額	33,311		35,523	
うち、外部流出予定額（△）	119		119	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 15		△ 19	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—		—	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	—		—	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,578		1,405	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,578		1,405	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,681		1,510	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	40,451		41,316	
コア資本に係る調整項目　（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	—	314	49	199
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	314	49	199
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	37	151
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	377	74	299
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	—		162	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	40,451		41,153	
リスク・アセット等　（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	293,056		293,198	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,099		△ 2,146	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	314		199	
うち、繰延税金資産	—		151	
うち、退職給付に係る資産	377		299	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 6,526		△ 6,526	
うち、上記以外に該当するものの額	3,736		3,729	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８%で除して得た額	20,208		19,561	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	313,265		312,760	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	12.91%		13.15%	

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第１項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。平成25年度の計数について、「信用リスク・アセットの額の合計額」の内訳の額を一部修正しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

■ 自己資本の充実度に関する事項

単位：百万円

	平成25年度 リスク・アセット	平成25年度 所要自己資本額	平成26年度 リスク・アセット	平成26年度 所要自己資本額
イ．信用リスクアセット、所要自己資本の額の合計	293,056	11,722	293,198	11,727
Ⅰ．標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	295,153	11,806	295,330	11,813
①ソブリン向け	1,124	44	1,039	41
②金融機関等向け	35,299	1,411	32,815	1,312
③法人等向け	88,636	3,545	91,605	3,664
④中小企業等向け及び個人向け	74,005	2,960	76,331	3,053
⑤抵当権付住宅ローン	9,816	392	8,647	345
⑥不動産取得等事業者向け	55,008	2,200	58,456	2,338
⑦三月以上延滞等	1,629	65	496	19
⑧信用保証協会等による保証付	1,724	68	1,769	70
⑨出資等	2,069	82	2,006	80
⑩その他	25,839	1,033	22,160	886
Ⅱ．証券化エクスポージャー	—	—	—	—
Ⅲ．経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	4,427	177	4,380	175
Ⅳ．他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 6,526	△ 261	△ 6,526	△ 261
Ⅴ．ＣＶＡリスク相当額を８%で除して得た額	2	0	8	0
Ⅵ．中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	6	0
ロ．オペレーショナル・リスク相当額を８%で除して得た額	20,208	808	19,561	782
ハ．連結総所要自己資本額（イ＋ロ）	313,265	12,530	312,760	12,510

（注）１．所要自己資本の額＝リスクアセット× ４%

２．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

３．「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会及び農業信用基金協会のことです。

４．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び 「ソブリン向け」、「金融機関等向け」、「法人等向け」においてリスクウェイトが１５０%になったエクスポージャーのことです。

５．当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

６．連結総所要自己資本額＝連結自己資本比率の分母の額× ４%

７．平成25年度の計数について、イの内訳の額を一部修正しております。

〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉
粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数　÷8%

■ 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）

単位：百万円

エクスポージャー区分 ＼ 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
国内	719,463	745,414	354,234	362,729	199,149	208,229	8	28	1,824	1,037
国外	3,473	3,846	—	—	3,473	3,846	—	—	—	—
地域別合計	722,937	749,261	354,234	362,729	202,623	212,075	8	28	1,824	1,037
製造業	53,746	53,826	34,435	36,111	18,550	16,850	—	—	475	92
農業、林業	310	312	305	308	—	—	—	—	—	—
漁業	1,502	1,461	1,502	1,461	—	—	—	—	26	—
鉱業、採石業、砂利採取業	114	79	112	79	—	—	—	—	16	—
建設業	16,745	18,614	15,965	17,835	700	700	—	—	64	58
電気・ガス・熱供給・水道業	11,300	10,236	95	231	10,999	9,799	—	—	—	—
情報通信業	2,251	1,972	431	453	1,699	1,399	—	—	—	—
運輸業、郵便業	24,194	23,403	19,584	19,037	4,499	4,299	—	—	193	182
卸売業、小売業	29,354	29,206	24,648	24,750	4,199	3,999	—	—	376	102
金融業、保険業	200,487	194,623	5,426	5,275	56,259	54,329	4	3	2	2
不動産業	67,334	71,151	64,294	68,384	2,499	2,299	—	—	43	40
物品賃貸業	2,733	2,639	2,451	2,362	200	200	—	—	0	—
学術研究、専門・技術サービス業	2,363	2,179	2,163	1,968	200	200	—	—	0	—
宿泊業	2,114	2,043	2,114	2,043	—	—	—	—	9	9
飲食業	3,249	3,267	3,238	3,258	—	—	—	—	201	196
生活関連サービス業、娯楽業	6,270	6,853	6,269	6,852	—	—	—	—	159	131
教育、学習支援業	442	600	442	600	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	16,388	15,974	16,315	15,943	—	—	—	—	17	17
その他のサービス	6,339	6,445	6,307	6,414	—	—	—	—	44	45
国・地方公共団体等	147,935	164,195	45,120	46,198	102,814	117,997	—	—	—	—
個人	102,371	102,496	102,359	102,486	—	—	—	—	190	145
その他	25,388	37,675	650	671	—	—	3	24	—	12
業種別合計	722,937	749,261	354,234	362,729	202,623	212,075	8	28	1,824	1,037
1年以下	120,249	152,387	50,123	53,439	10,611	22,210	3	24		
1年超3年以下	150,783	139,711	25,778	29,158	48,231	52,092	0	0		
3年超5年以下	98,044	82,797	43,119	39,197	54,034	41,590	0	—		
5年超7年以下	53,904	43,961	32,946	35,469	20,859	8,450	—	—		
7年超10年以下	109,974	131,898	41,040	40,348	64,164	80,570	0	0		
10年超	163,878	170,134	158,510	162,477	4,722	7,159	2	2		
期間の定めのないもの	26,102	28,370	2,715	2,637	—	—	—	—		
残存期間別合計	722,937	749,261	354,234	362,729	202,623	212,075	8	28		

（注）1．オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除きます。
2．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3．上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
具体的には、現金、固定資産などが含まれます。
4．ＣＶＡリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

単位：百万円

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成25年度	2,733	2,578	—	2,733	2,578
	平成26年度	2,578	1,405	—	2,578	1,405
個別貸倒引当金	平成25年度	11,639	7,577	3,474	8,164	7,577
	平成26年度	7,577	6,650	530	7,046	6,650
合計	平成25年度	14,372	10,155	3,474	10,898	10,155
	平成26年度	10,155	8,056	530	9,625	8,056

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

単体（呉信用金庫）と同様です。49ページをご覧ください。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位：百万円

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成25年度		平成26年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	161,829	—	193,990
10%	—	29,385	—	28,916
20%	11,599	181,297	10,499	167,981
35%	—	28,509	—	25,107
50%	33,499	585	30,599	662
75%	—	115,769	—	121,771
100%	8,235	151,431	8,389	161,278
150%	—	794	—	65
250%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	722,937		749,261	

（注）1．格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2．エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。
3．コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、ＣＶＡリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■ 信用リスク削減手法に関する事項

1．リスク管理の方針及び手続きの概要事項

連結子会社では信用リスク削減手法の利用がないため、連結子会社におけるリスク管理の方針や手続きに関する定めはありません。

2．信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単体（呉信用金庫）と同様です。

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

1．リスク管理の方針及び手続きの概要事項

連結子会社では派生商品取引及び長期決済期間取引の利用がないため、連結子会社におけるリスク管理の方針や手続きに関する定めはありません。

2．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する取扱

単体（呉信用金庫）と同様です。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

1．リスク管理の方針及び手続きの概要事項

連結子会社では証券化エクスポージャーの利用がないため、連結子会社におけるリスク管理の方針や手続きに関する定めはありません。

2．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する取扱

単体（呉信用金庫）と同様です。

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

1．リスク管理の方針及び手続きの概要事項

連結子会社では出資等エクスポージャーの利用がないため、連結子会社におけるリスク管理の方針や手続きに関する定めはありません。

2．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する取扱

単体（呉信用金庫）と同様です。

ただし、子会社株式（41百万円）が相殺されています。

■ 金利リスクに関する事項

連結子会社の資産、負債、オフ・バランスのそれぞれの残高が、呉信用金庫の各残高と比べて軽微なため、金利リスクの計量化は行なっておりません。

なお、内部管理上、当連結会計年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、23億25百万円減少するものと把握しております。

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

1．リスク管理の方針及び手続きの概要事項

当金庫グループでは「子会社管理規程」を制定し、連結子会社を含めた管理体制を整備しています。連結子会社の業務運営状況、リスク管理方針及びその運営状況等については、定期的に当金庫の代表理事に報告されています。

2．オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫グループは基礎的手法を採用しております。

■ 連結リスク管理債権の引当・保全状況

当金庫グループの子会社は金融業務を行なっておりません。したがって、連結リスク管理債権は42ページの「リスク管理債権の引当・保全状況」の通りです。

あゆみ（年表）

大　正

14年　9月　産業組合法による呉市信用組合として設立
15年　4月　本事務所を蔵本通3丁目に開設

昭　和

7年　7月　貯金高100万円達成
18年　6月　市街地信用組合法による呉市信用組合に組織変更
19年　6月　本事務所を本通8丁目に移転
22年 12月　本事務所を中通9丁目に移転
23年　9月　貯金高1億円達成
26年 10月　信用金庫法の改正に伴い呉信用金庫に組織変更
33年 12月　全国信用金庫連合会の代理業務の取扱い開始
38年　3月　住宅金融公庫の代理業務の取扱い開始
　　12月　預金100億円達成
39年　9月　広島県税収納代理店事務の取扱い開始
40年 12月　貸出金100億円達成
41年 11月　本店を呉市本通5丁目（現在地）に新築移転
42年　9月　日本銀行の歳入代理店業務取扱い開始
45年　3月　電子計算機を初めて導入（オフライン業務開始）
47年 12月　預金500億円達成
48年　4月　くれしん総合口座の取扱い開始
49年　6月　貸出金500億円達成
50年　9月　第1次オンラインシステム稼動
　　10月　創立50周年記念式典を開催
51年　5月　現金自動支払機（CD）を12カ店に設置
　　10月　預金1,000億円達成
57年　9月　事務センターを本館隣接地に新設
　　預金2,000億円達成
　　11月　「しんきんネットキャッシュサービス」の取扱い開始
58年　4月　国債等の窓口販売業務の取扱い開始
　　10月　第2次オンラインシステム稼動
60年　3月　ハンディ端末機の導入
61年　4月　くれしんビジネスサービス㈱設立
　　8月　現金自動支払機の休日稼動（第2･第3土曜日）を開始
62年　6月　店別損益管理制度導入
63年 10月　ディスクロージャー「呉信用金庫の現況」を作成（初版）
　　12月　預金3,000億円達成

平　成

2年　4月　呉中央信用金庫と合併
　　預金4,000億円達成
　　10月　現金自動支払機の日曜稼動開始
3年　9月　外国為替公認銀行認可
　　12月　預金5,000億円達成
6年　7月　社債等の募集の受託業務の取扱い開始
7年　1月　第3次オンラインシステム稼動
　　信託代理店業務の取扱い開始
8年　2月　年金優遇定期預金の取扱い開始
　　4月　店頭金利表示ボード設置
　　5月　創立70周年記念事業の一環として呉市へブロンズ像「未来」を寄贈
　　9月　くれしんホームページの開設
9年　3月　くれしん経営者協議会文化講演会開催（初回）
11年　5月　芸陽信用金庫と合併
　　預金6,000億円達成
　　私募債の主受託業務の取扱い開始
　　10月　投資信託窓口販売業務の取扱い開始
13年　3月　スポーツ振興くじ「toto（トト）」の取扱い開始
　　4月　損害保険商品の窓口販売開始
　　10月　呉信情報ネットワーク（LAN・WAN）稼動
　　11月　ひろしまネットサービス開始
　　確定拠出年金運営管理業務の取扱い開始
　　12月　個人向けポイントサービスの取扱い開始
14年　8月　外貨郵送買取サービスの取扱い開始
　　10月　生命保険窓口販売業務開始
15年　5月　人づくりセンター開所
16年　1月　中国地区信金共同事務センターへシステム移行
　　4月　中期経営計画「アグレッシブ・くれしん」スタート
17年　4月　「新営業体制」スタート
　　9月　商工中金と事業再生に係る「業務協力覚書」締結
　　10月　窓口営業時間を全店舗（出張所を除く）午後4時30分まで延長
　　第1回「くれしんビジネスフェア」開催
18年　3月　創立80周年記念事業の一環として「呉に生きる」を発刊
　　4月　新中期経営計画「くれしんアグレッシブⅡ」スタート
　　職場内託児所「しんちゃんランド　広」オープン
　　12月　呉工業高等専門学校と連携協力協定書を締結
19年　3月　農林漁業金融公庫と業務協力の覚書を締結
　　4月　くれしんオフィスサービス株式会社設立
　　5月　県立広島大学と連携協力協定書を締結
　　6月　モバイルホームページ開始
　　9月　県内４金庫Ｍ＆Ａ仲介業務の連携協定を締結
　　12月　インフォメーションボード「KU-CHAN」運用開始
20年　6月　イオン銀行とオンライン提携開始
　　広島文化学園大学（旧呉大学）と連携協力協定書を締結
　　10月　光和保険サービス㈱と業務提携
21年　6月　県内4信用金庫がPASPYに参入（10月実施）
　　呉市の認知症サポーターに登録
　　10月　ホームページをリニューアル
　　12月　中小企業整備基盤機構中国支部と「業務連携・協力に関する覚書」を締結
22年　5月　広島県とがん検診推進に関する協定を締結
　　9月　呉市とがん検診推進に関する協定を締結
23年　1月　広島大学産学官連携推進研究協力会へ加盟
24年　3月　日本通運株式会社広島支店と業務提携契約書を締結
　　株式会社損害保険ジャパンと連携協力の覚書を締結
　　5月　減塩サミットin呉2012に協賛
　　11月　経営革新等支援機関に認定
25年　6月　理事長が大年健二から槙岡敬人に交代
　　11月　科学技術振興機構と包括連携協力協定書を締結
26年　1月　中小企業の海外子会社向け直接融資取扱い開始
　　9月　呉創業支援ネットワーク設立
　　11月　広島市立大学と連携協力協定書を締結

信用金庫法施行規則等に基づく開示項目一覧

本誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条の準用）等に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。信用金庫法施行規則に定められた開示項目は以下のページに掲載しています。

◎単体ベースの項目（信金法施行規則第132条）

1．金庫の概況及び組織に関する事項
　イ　事業の組織……32
　ロ　理事及び監事の氏名及び役職名……33
　ハ　事務所の名称及び所在地……23～24
2．金庫の主要な事業の内容　……25～31
3．金庫の主要な事業に関する事項
　イ　直近の事業年度における事業の概況……5～6
　ロ　直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項……39
　　(1)　経常収益
　　(2)　経常利益又は経常損失
　　(3)　当期純利益又は当期純損失
　　(4)　出資総額及び出資総口数
　　(5)　純資産額
　　(6)　総資産額
　　(7)　預金積金残高
　　(8)　貸出金残高
　　(9)　有価証券残高
　　(10)　単体自己資本比率
　　(11)　出資に対する配当金
　　(12)　役員数
　　(13)　職員数
　　(14)　会員数
　ハ　直近の2事業年度における事業の状況
　　(1)　主要な業務の状況を示す指標
　　①　業務粗利益及び業務粗利益率……39
　　②　資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支……39
　　③　資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや……39～40
　　④　受取利息及び支払利息の増減……40
　　⑤　総資産経常利益率……39
　　⑥　総資産当期純利益率……39
　　(2)　預金に関する指標
　　①　流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高……40
　　②　固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高……40
　　(3)　貸出金等に関する指標
　　①　手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高……41
　　②　固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高……41
　　③　使途別の貸出金残高……41
　　④　業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合……41
　　⑤　担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額……41
　　⑥　預貸率の期末値及び期中平均値……42
　　(4)　有価証券に関する指標
　　①　商品有価証券の種類別の平均残高……43
　　②　有価証券の種類別の残高……43
　　③　預証率の期末値及び期中平均値……44
4．金庫の事業の運営に関する事項
　イ　リスク管理の体制……15～18
　ロ　法令遵守の体制……19～20
　ハ　中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況……11～14
　ニ　金融ADR制度への対応　……20
5．金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項
　イ　貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書…35～38
　ロ　貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額……42
　　(1)　破綻先債権に該当する貸出金
　　(2)　延滞債権に該当する貸出金
　　(3)　３ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金
　　(4)　貸出条件緩和債権に該当する貸出金
　ハ　自己資本の充実の状況……46～51
　ニ　次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
　　(1)　有価証券……44～45
　　(2)　金銭の信託……45
　　(3)　規則第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ等取引）……45
　ホ　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……49
　ヘ　貸出金償却の額……42
　ト　会計監査人の監査を受けている旨……36
　チ　平成26年度における財務諸表の正確性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認……36
6．報酬等に関する事項……52

◎連結ベースの項目（信金法施行規則第133条）

1．金庫及びその子会社等の概況に関する事項
　イ　金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成……53
　ロ　金庫の子会社等に関する事項……53
　　(1)　名称
　　(2)　主たる営業所又は事務所の所在地
　　(3)　資本金又は出資金
　　(4)　事業の内容
　　(5)　設立年月日
　　(6)　金庫が保有する子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合
　　(7)　子会社等が保有する子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合
2．金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項
　イ　直近の事業年度における事業の概況……53
　ロ　直近の5連結会計年度における主要な事業の状況 ……53
　　(1)　経常収益
　　(2)　経常利益又は経常損失
　　(3)　当期純利益又は当期純損失
　　(4)　純資産額
　　(5)　総資産額
　　(6)　連結自己資本比率
3．金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項
　イ　連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書……54～56
　ロ　貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額……60
　　(1)　破綻先債権に該当する貸出金
　　(2)　延滞債権に該当する貸出金
　　(3)　３ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金
　　(4)　貸出条件緩和債権に該当する貸出金
　ハ　自己資本の充実の状況……57～60
　ニ　事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額……53
　ホ　事業の種類別セグメント情報……53

◎金融再生法により開示する項目

金融再生法開示債権額及び同債権に対する保全状況……43

◎地域密着型金融の機能強化への取組み

1　地域密着型金融に関する取組み……11～14
2　地域貢献への取組み……7～10
3　総代会について……21～22
4　経営改善支援に関する取組実績……13

呉信用金庫

平成27年7月発行
〒737-8686 呉市本通2丁目2-15　電話（0823）24-1181
くれしんホームページURL　http://www.kure-shinkin.jp/